

肢体不自由教育における教員の専門性の向上と指導の充実を目指して

自立活動指導資料 (肢体不自由)



令和 6 年 1 月

岩手県教育委員会

はじめに

肢体不自由教育においては、児童生徒の障がいの状態の重度・重複化や多様化、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加等により、多様な教育的ニーズがあるとされ、一人一人の教育的ニーズに対応するための個に応じた指導の工夫・充実が求められています。しかし、的確な実態把握やそれに応じた指導目標・指導内容の設定に困難さを感じている教員が多いことが課題として挙げられています。

そこで、肢体不自由教育における教員の専門性の向上と指導の充実を目指すことを目的として、「自立活動指導資料（肢体不自由）」を作成しました。本資料を活用することで、指導が充実し、肢体不自由のある児童生徒の自立と社会参加につながることを願います。

<自立活動指導資料（肢体不自由）の構成>

<p>第1章 肢体不自由教育の基本的理解</p> <p>児童生徒の指導にあたる上で、ふまえておくべき基本的な知識や指導上の留意点等を掲載しています。それぞれの項では、自立活動との関連を示しています。</p>	
<p>第2章 自立活動の指導</p> <p>～自立と社会参加を目指して～</p> <p>学習指導要領解説自立活動編において示されている自立活動の指導の基本的事項をまとめ、「チェック欄」に要約を示しています。また、具体的指導内容や留意点、関連する項目の中から肢体不自由のある児童生徒に関連する事項について整理しました。項目の中で使われている言葉の解説ページは、「参照欄」に示しています。</p> <p>さらに、「自立活動の指導における目標設定シート」を活用して目標設定をする際のポイントを「ポイント欄」に示しています。</p>	
<p>第3章 自立活動と各教科との関連</p> <p>～小学部を中心に～</p> <p>小学部を中心とした各教科の指導上の配慮事項や指導のための手立て等を掲載しています。あわせて、自立活動との関連も示しています。</p>	
<p>コラム</p> <p>用語の説明や指導のポイント等をコラムとして掲載しています。</p>	

【用語の取扱いについて】

○障害：法律や学習指導要領などの引用元が「障害」と漢字表示を使用している場合は、そのまま漢字表記を使用しています。

目次

第1章 肢体不自由教育の基本的理解

(1) 特別支援教育の基本	1
(2) 肢体不自由教育の基本	2
(3) 肢体不自由のある児童生徒の特性	3
(4) 肢体不自由の理解	6
(5) 感覚と認知について	13
(6) 姿勢や身体の動きについて	14
(7) コミュニケーションについて	15
(8) 摂食指導について	16
(9) ICT活用について	18
(10) 医療的ケアについて	19
(11) 補助具や補助的手段、自助具の活用について	20
(12) 進路指導（キャリア教育）について	22
(13) 関係機関や外部専門家との連携	23
(14) 肢体不自由障がい者の福祉制度	24

第2章 自立活動の指導 ～自立と社会参加を目指して～

(1) 指導の基本	25
(2) 肢体不自由のある児童生徒の自立活動	35
(3) 自立活動の指導内容と留意点	45

第3章 自立活動と各教科との関連 ～小学部を中心に～

(1) 指導上の配慮事項	77
(2) 教科指導のための手立てと配慮	82

引用・参考文献等	86
----------	----

様式	89
----	----

コラム 車いす操作	21
コラム 排せつ指導	51
コラム 障がいとは	55
コラム 姿勢づくり	65
コラム 感覚統合	71
コラム 心理的ケア	76

第1章

肢体不自由教育の基本的理解

(1) 特別支援教育の基本

肢体不自由のある児童生徒への指導にあたり、まずは特別支援教育の基本的な考え方を理解しましょう。

「特別支援教育」とは

中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日発表)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

障がいのある児童生徒の学びの場

障がいのある児童生徒の学びの場については、児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備が行われています。

特別支援学校の目的

学校教育法第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

令和5年時点では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の各障がいに対応した特別支援学校が全国に約1,100校あります(文部科学省「令和5年度学校基本調査」)。それぞれ単一の障がい種を対象とする特別支援学校の他に、知的障がいと肢体不自由、視覚障がいと肢体不自由と病弱など、複数の障がい種を対象とする特別支援学校があります。

特別支援学校の教育目標

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領 第1章総則第1節

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校の小学部及び中学部は、小学校教育及び中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としています。

(2) 肢体不自由教育の基本

肢体不自由とは

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和3年）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』から抜粋

特別支援学校の対象となる障がいの程度（肢体不自由）

学校教育法施行令第22条の3

- 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

特別支援学校の教育課程（肢体不自由）

特別支援学校（肢体不自由）においては、児童生徒一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状態等に応じた指導とともに、知的障がいなどを併せ有している場合もあることから、以下に例示するように、一人一人の障がいの状態等を考慮した弾力的な教育課程を編成しています。

小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程
 小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程
 知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程
 自立活動を中心とした教育課程

また、小・中学部の教育課程は、各教科、道徳科（小・中学部）、外国語活動（小学部）、特別活動及び総合的な学習の時間のほか、自立活動によって編成されています。

各教科の指導にあたっての指導上の配慮事項

特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） 第3章第4

- 1 「思考力、判断力、表現力等」の育成
- 2 指導内容の設定等
- 3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫
- 4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- 5 自立活動の時間における指導との関連

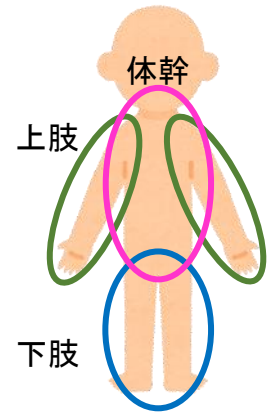
肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが多く、その困難を改善・克服するように指導することが必要です。特に自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければなりません。

(3) 肢体不自由のある児童生徒の特性

肢体不自由のある児童生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・姿勢の障がいのため、日常生活や学習上における運動・姿勢の困難さがあります。また、起因疾患による特性もあり、それらをふまえた指導や支援が必要です。

運動・姿勢の困難さとは、起立や歩行、階段の昇降、いすへの腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、整容、用便などの全部又は一部が困難になることをいいます。起因疾患による特性では、脳性まひの児童生徒の多くに見られる傾向として、視覚情報に対する見えにくさや情報処理の難しさといったことが挙げられます。

さらに、身体の動きの困難さから、様々な体験をする機会が不足しがちです。



★肢体不自由のある児童生徒への支援の全体に係るポイント★

- 肢体不自由とは、姿勢や運動・動作に不自由が生じる障がいの総称であり、起因疾患によって出現する障がいの状態、健康面・生活面の配慮事項なども異なります。
- 日常生活や学習上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった観点から、一人一人の運動・動作の基礎となる能力の特徴を把握することが大切です。

重複障がいのある児童生徒

重複障がいのある児童生徒とは、学校教育法施行令第22条の3において規定されている視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいを複数併せ有している児童生徒のことを指しています。肢体不自由とその他の障がいとの重複障がいのある児童生徒の場合は、障がい重複していることで生じる困難さがあり、学習上又は生活上においての様々なつまづきや困難さをふまえた指導や支援が必要です。

肢体不自由の起因疾患で最も多くの割合を占めているとされる脳性まひでは、知的障がいや視覚障がい、言語障がい、難聴などを伴うことがあります。また、医療的ケアを必要とする児童生徒も増えてきているなど、肢体不自由教育における重複障がいの様相は様々です。

★重複障がいのある児童生徒への支援の全体に係るポイント★

- 重複障がいがあることで生じる困難さとして「一つ一つの障がい重複した場合に追加・増幅して生じる困難」があります。併せ有する一つ一つの障がいから生じる困難さの整理だけでなく、障がい重複することで新たに生じる困難についても整理することが必要です。
- 確実に伝わる情報の提供、表現しやすいコミュニケーション方法の選択、理解を助ける教材・教具の用意などが不可欠です。



肢体不自由のある児童生徒の困難さや特性を、自立活動の六つの区分（pp.29-30 「第2章（1）指導の基本」参照）ごとに例示しました。児童生徒の状態がどの区分・項目との関連があるのか、指導目標設定の手掛かりとしましょう。

※あくまでも例示です。ここで示している他にも関連する項目がある場合や重複する場合があります。

【状態と区分・項目の関連例】

区分	児童生徒の状態（例）	関連項目	指導内容（例）
健康の保持	<input type="checkbox"/> 覚醒と睡眠のリズムが不規則 <input type="checkbox"/> 痰（たん）をからませた呼吸をする <input type="checkbox"/> 食べ物をとり込む際に口唇を閉じない <input type="checkbox"/> 水分をうまく飲めない <input type="checkbox"/> 排せつの意思表示が明確でない	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 生活リズムの安定 <input type="checkbox"/> 呼吸・排痰（はいたん）機能の把握 <input type="checkbox"/> 食事及び水分摂取の習慣の形成 <input type="checkbox"/> 排せつ習慣の形成
	<input type="checkbox"/> 病気について知識がなく、理解できていない <input type="checkbox"/> 薬を飲みたがらない	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	<input type="checkbox"/> 自分の病気の状態の理解 <input type="checkbox"/> 服薬の必要性の理解
	<input type="checkbox"/> 側わんがある <input type="checkbox"/> 脱臼がある <input type="checkbox"/> 下肢切断がある	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	<input type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解 <input type="checkbox"/> 患部の保護など養護方法の習得
	<input type="checkbox"/> （脳性疾患で）見えにくさがある <input type="checkbox"/> 大きな音が苦手 <input type="checkbox"/> 自分の長所や短所の認識が難しい <input type="checkbox"/> 困難さの改善方法が分からない	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	<input type="checkbox"/> 自分の障がいの理解 <input type="checkbox"/> 自ら環境の調整をする力 <input type="checkbox"/> 他者に依頼して環境を調整する力
	<input type="checkbox"/> 健康状態を明確に訴えることが困難 <input type="checkbox"/> 疲れやすい <input type="checkbox"/> 必要以上に食べ過ぎる	(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	<input type="checkbox"/> 健康状態の把握 <input type="checkbox"/> 体力の維持 <input type="checkbox"/> 食生活と健康の学習 <input type="checkbox"/> 自己管理への意欲の喚起
心理的な安定	<input type="checkbox"/> 反応が乏しく、情緒が安定しているかどうか分からない <input type="checkbox"/> 気持ちが不安定になると、自傷行為をする <input type="checkbox"/> 集団の活動が苦手	(1) 情緒の安定に関すること。	<input type="checkbox"/> 快の状態の喚起とその継続 <input type="checkbox"/> 不安要因の解明と適切な対応（自己コントロール）
	<input type="checkbox"/> 場面や状況の理解が難しい <input type="checkbox"/> 場面に関係のないことを言う <input type="checkbox"/> 人前に出ると緊張が高まったり、言葉が出にくかったりする	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 場面・状況の理解 <input type="checkbox"/> 場面・状況変化への対応 <input type="checkbox"/> 状況に対応する手段の習得
	<input type="checkbox"/> 肢体不自由のため移動が困難である <input type="checkbox"/> 受け身的で自分から行動することが少ない <input type="checkbox"/> 自分の障がいのことを過度に気にして、消極的になりがちである <input type="checkbox"/> 学習内容の理解が難しくなり、学習意欲を失う	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	<input type="checkbox"/> 障がいの理解と受容 <input type="checkbox"/> 自ら改善し得たという成就感 <input type="checkbox"/> 障がいによる困難の改善・克服の意欲向上 <input type="checkbox"/> 生きがい探し
人間関係の形成	<input type="checkbox"/> 人に対する認識が十分でなく、他者からの働きかけに反応が乏しい <input type="checkbox"/> 目が合いにくい <input type="checkbox"/> 相手に関心を向けない	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 身近な人の存在への気づき <input type="checkbox"/> 身近な人との信頼関係の構築 <input type="checkbox"/> 周囲の人とのコミュニケーションの拡大
	<input type="checkbox"/> 自分の気持ちが表現できない <input type="checkbox"/> 感想で「楽しかった」「うれしかった」としか話さない <input type="checkbox"/> 同じ話題を何度も繰り返して話す <input type="checkbox"/> 他人の表情から感情を理解することが難しい	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。	<input type="checkbox"/> 自分の感情の理解 <input type="checkbox"/> 他者の感情の理解 <input type="checkbox"/> 表情やしぐさなどから感情や真意の読み取り <input type="checkbox"/> 関わりの具体的な方法の習得
	<input type="checkbox"/> 経験が乏しく、自分の能力を理解できていない（自己評価が高い、低い） <input type="checkbox"/> 人との関わり方が適切でない	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。	<input type="checkbox"/> 自己認識 <input type="checkbox"/> 行動の調整 <input type="checkbox"/> 状況に応じた行動
	<input type="checkbox"/> 集団活動に参加することが苦手 <input type="checkbox"/> ルールやきまりを守ることが難しい	(4) 集団への参加の基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 小さな集団への参加 <input type="checkbox"/> 集団参加でのルールやきまりの理解

環境の把握	<input type="checkbox"/> 自分自身の体位や動きを把握したり、調整したりすることが難しい <input type="checkbox"/> 感覚の状態やその活用の仕方の把握が難しい	(1) 保有する感覚の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 視覚、聴覚、触覚、固有覚、前庭覚などの活用 <input type="checkbox"/> 味覚、嗅覚の活用
	<input type="checkbox"/> 視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚などの過敏がある <input type="checkbox"/> 文字や数の学習で困難を示す <input type="checkbox"/> 自己刺激を過剰に得ようとしている	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚の認知への対応（過敏要因に対する対応） <input type="checkbox"/> 認知の特性への対応（認知の把握と適切な活動への置き換え）
	<input type="checkbox"/> 聴覚過敏があり、聞き分けづらい <input type="checkbox"/> 支援機器（補聴器等）の管理ができない	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚の補助・代行手段の活用 <input type="checkbox"/> 管理・操作方法の習得
	<input type="checkbox"/> 自分の身体に対する意識や概念が十分でない <input type="checkbox"/> 目と手の協応動作が難しい <input type="checkbox"/> 場面や状況から、やるべきことを見出すことが難しい（整理整頓等）	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。	<input type="checkbox"/> ボディイメージの認知（身体各部の名称・位置・大きさ、身体の左右・上下・前後の確認） <input type="checkbox"/> 場面や状況の把握
	<input type="checkbox"/> 上下、前後、左右、遠近等の概念が分からない <input type="checkbox"/> 形、色、音の分類が難しい	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 概念の形成（見て、聞いて、触って弁別する、時間や空間を把握する）
身体の動き	<input type="checkbox"/> 姿勢保持ができない <input type="checkbox"/> 筋緊張が強すぎる <input type="checkbox"/> 関節拘縮や変形がある	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢保持、姿勢変換 <input type="checkbox"/> 筋緊張の適正化 <input type="checkbox"/> 筋力の維持・強化 <input type="checkbox"/> 拘縮（こうしゆく） ¹ ・変形の予防 <input type="checkbox"/> 頭部・体幹の動き
	<input type="checkbox"/> 必要な補助用具の活用に不慣れである <input type="checkbox"/> 自分で姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが難しい	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 補助用具の適切な選定 <input type="checkbox"/> 補助用具の使用方法
	<input type="checkbox"/> 食事、排せつ、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理ができない <input type="checkbox"/> 書字や描画などの動作が難しい	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。	<input type="checkbox"/> 食事動作、排せつ動作、更衣動作、清潔、書字・描画動作の学習 <input type="checkbox"/> 援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方の学習
	<input type="checkbox"/> 歩行が安定しない、長く歩けない <input type="checkbox"/> 線に沿って歩くことが難しい <input type="checkbox"/> 伝い歩きをする <input type="checkbox"/> 車いすの搭乗・移乗ができない <input type="checkbox"/> 交通機関を利用して、一人で移動することができない	(4) 身体の移動能力に関すること。	<input type="checkbox"/> 移動能力の改善及び習得 <input type="checkbox"/> 各種移動手段の活用（使用方法、操作方法） <input type="checkbox"/> 援助の依頼
	<input type="checkbox"/> 楽器をたたくことが難しい <input type="checkbox"/> スイッチを押すことが難しい <input type="checkbox"/> すぐに飽きる	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	<input type="checkbox"/> 上肢下肢・手指機能の巧緻性 <input type="checkbox"/> 持続力の向上
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 意思や感情の表出が難しい <input type="checkbox"/> 語彙が少なく、自分の考えや気持ちを的確に言葉にできない <input type="checkbox"/> 相手の意図が理解できない	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。	<input type="checkbox"/> 表情や身振り、しぐさでの表出 <input type="checkbox"/> 興味・関心に応じた教材の活用 <input type="checkbox"/> 周囲の感情への配慮
	<input type="checkbox"/> 音声での意思表出が難しい <input type="checkbox"/> 言語障がいがあり、意思の表出が困難 <input type="checkbox"/> 相手の意図を理解することが難しい	(2) 言語の受容と表出に関すること。	<input type="checkbox"/> 適切なコミュニケーション手段の選定 <input type="checkbox"/> 発語機能の改善
	<input type="checkbox"/> 限られた音声しか出すことができない <input type="checkbox"/> 語彙が少なく、言葉のやり取りを楽しめない	(3) 言語の形成と活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 自発的な発声・発語を促す学習（言葉遊び等） <input type="checkbox"/> 語彙の習得 <input type="checkbox"/> 概念の形成
	<input type="checkbox"/> 音声言語の表出は困難だが、文字言語の理解はできる <input type="checkbox"/> 上肢操作の制限で、文字が書けない	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の活用 <input type="checkbox"/> 機器の使用
	<input type="checkbox"/> 相手や状況に応じた受け答えが難しい <input type="checkbox"/> 必要なことを伝えたり、相談したりすることが難しい	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。	<input type="checkbox"/> 日常会話スキルの向上 <input type="checkbox"/> 相手を意識したコミュニケーション <input type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーション

¹ 拘縮（こうしゆく）：皮膚や筋肉などいろいろな原因により、関節の動きが制限されて正常な範囲を動かせない状態

(4) 肢体不自由の理解

肢体不自由のある児童生徒への指導にあたり、まず児童生徒の実態把握が重要となります。児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等から、学習上の手立てを講じる必要があります。肢体不自由のある児童生徒は、運動・動作の程度は一人一人異なっているので、日常生活や学習上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかなど、一人一人に応じた教育的な配慮が大切です。

医学的にみた肢体不自由

医学的には、「発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障がいがあるもの」を肢体不自由と定義しています。先天性に四肢体幹の形成が障がいされたり、生後の事故等によって四肢等を失ったりすることなどによる形態的な障がいによって運動障がいが起こる場合と、形態的には基本的に大きな障がいはないものの、中枢神経系や筋肉の機能が障がいされて起こる場合があります。

下表は、主要な疾患について示しています。

障がい部位	発生時期	主な疾病
脳	先天性	染色体異常症、代謝異常症、中枢神経疾患
	胎生期	脳形成異常、胎生期の外因、先天感染症、脳梗塞
	周産期 新生児期	早産、仮死、重症低血糖、重症黄疸 頭蓋内出血、髄膜炎、低酸素性脳症 脳性まひ
	後天期	髄膜炎、種々の脳炎、頭部外傷、脳血管障がい、低酸素性脳症
脊髄	先天性	二分脊椎
	後天性	髄膜炎、脊髄損傷、脊髄腫瘍、脊髄梗塞
神経・筋	先天性	筋ジストロフィー症 先天性ミオパチー、脊髄性筋萎縮症
骨	先天性	骨形成不全症

石井光子（2015）『肢体不自由教育220号』、日本肢体不自由教育研究会機関誌 p. 5 から抜粋

心理学的にみた肢体不自由

肢体不自由のある児童生徒の指導にあたっては、心理的側面への支援が必要です。自分でできること、支援によってできること、できないことへの認識を育て、障がいの受容につなげていき、そして自立と社会参加へ向けての支援につなげていくことが重要です。心理学的・教育学的側面からの実態把握の視点については、pp. 11-12に記載してあります。それらを参考に、児童生徒の心理的側面への支援について検討し、適切な指導を行うことが大切です。

教育的な配慮事項

肢体不自由のある児童生徒の実態把握として、起因疾患の特性と教育的な配慮事項の理解が不可欠です。医療機関による診断から得られた情報を基に、児童生徒一人一人への配慮を行いながら指導を進めます。よって、医療機関をはじめ、保護者と連携を図ることがとても重要になります。

次頁からは、肢体不自由の主な起因疾患による主な症状等について紹介しますが、詳細は専門書等で調べ、個々の児童生徒の身体の動きや認知の特性等、学習上又は生活上における配慮については一人一人異なることを理解し、指導にあたるのが大切です。

【1】脳性まひ

肢体不自由の起因疾患で最も多くの割合を占めているのは、脳性まひを主とする脳原性疾患であるとされています。原因発生の時期は周産期が多く、出生前と出生後の場合もあります。出生後の発生は、後天性疾患や脳外傷等によるものです。原因がはっきりしている場合には、脳性まひとはせずに、髄膜炎後遺症など、原因に基づく診断名が付けられることもあります。

<症状>

発育・発達につれて変化しますが、小学校高学年の時期に達する頃には、ほぼ固定してきます。主な症状の一つとして、筋緊張の異常、特に亢進²あるいは低下とその変動を伴う不随意運動があります。

<病型分類>

症状をタイプで分けると痙直（けいちょく）型、アテトーゼ型、失調型、固縮型の四つに分けられます。多数を占める二つについて、以下に示します。また、痙直型とアテトーゼ型の両者の症状を伴っている型も多く見られ、痙直型とアテトーゼ型の混合型と称されます。なお、混合型には痙直型とアテトーゼ型の混合型以外に痙直型と失調型などの様々な混合型があります。

タイプ	症状	随伴障がい
痙直型	<p>手や足、特に足のふくらはぎの筋肉等に痙性³が見られ、円滑な運動が妨げられているのを「痙性まひ」といいます。体がつつぱって関節なども固くなり、手足を自由に動かせません。</p> <p>【まひの種類】 痙性両まひ：両下肢の痙性まひが、両上肢より強い 痙性四肢まひ：両上肢と両下肢ともに痙性まひが強い 痙性片まひ：片側の上肢と同側の下肢にまひがある</p>	知的障がい 視覚障がい 聴覚障がい 言語障がい てんかん 関節拘縮 脱臼、変形
アテトーゼ型	<p>頸部（けいぶ）と上肢に不随意運動がよく見られ、下肢にも現れる一群を「アテトーゼ型」といいます。体や頭が自分の意思とは関係なく揺れてしまいます。</p> <p>【アテトーゼ型のタイプ】 ・不随意運動（体や頭が揺れる）が主な特徴のタイプ ・筋緊張変動（反り返りや体のねじれ）が主な特徴のタイプ</p>	構音障がい 難聴 頸髄症（けいずいしょう）による頸部痛（けいぶつう） 上肢のしびれ感 筋力低下 *知能が高いことがある

² 亢進（こうしん）：病気の勢いが進行していること

³ 痙性（けいせい）：伸張反射が異常に亢進した状態

【2】二分脊椎

二分脊椎症は、妊娠初期に何らかの原因で胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となり、脊髄がはみ出して腰部の瘤（こぶ）となって現れます（開放性二分脊椎）。

<症状>

下肢の運動まひ、皮膚感覚の欠如、尿意欠損した排せつ困難（直腸膀胱障がい）があります。

合併症としては水頭症が多く、シャント手術が必要です。また、心臓にも奇形を伴うことがあり、これらの諸障がいから成長するに従い下肢の変形や褥瘡（じょくそう）⁴の発生、膀胱から肝臓への尿の逆流が進むと腎臓障がいを起こすことがあるので、注意しながら指導する必要があります。

【3】筋ジストロフィー

筋ジストロフィーは、筋肉が壊死と部分的な再生を繰り返すことで萎縮する遺伝性疾患の総称です。日頃から医療的な管理や児童生徒の症状に応じた配慮をすることが重要です。専門医療機関による定期的な検査の結果をふまえて、医師と相談しながら病状に応じた生活指導や学習環境の整備が不可欠です。

<症状>

進行性の筋萎縮と筋力低下です。遺伝形式、症状、経過により幾つもの「型」に分類されています。ここでは、主なものを以下に示します。

型	特徴
デュシェンヌ型	<p>代表的な型。3歳前後より筋力低下が現れる。</p> <p style="text-align: center;"><デュシェンヌ型の経過></p> <p>3歳頃 腰や臀部（でんぶ）の筋の筋力低下 ＊歩き方がぎこちない、倒れやすい、階段上がりができない、運動能力の低下</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>肩や上背部の筋（肩甲帯筋）の筋力の低下 ＊手を挙げたり、物を持ち上げたりすることが困難になる（体幹に近い四肢の筋肉から症状が出現）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>10歳頃 歩行できなくなり、車いす生活に移行 ＊筋萎縮が進行し、股関節、膝関節、足関節、肩関節、肘関節等の可動域の制限、脊柱の変形の進行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>呼吸筋障がい、心筋障がい、摂食・嚥下障がいの出現 ＊肺活量の低下により、深呼吸や強い咳ができなくなり、痰（たん）詰まりで窒息したり、肺炎を繰り返したり、睡眠時の呼吸不全（血液に十分な酸素がとりこめない状態）が起きるようになる ＊食べ物にとろみを付ける、細かく刻むなど調理方法を工夫すること、誤嚥しにくい姿勢で食べるなどの工夫をすることが必要になる</p>
バッカー型	デュシェンヌ型よりも運動機能の低下が緩やか。
先天性筋ジストロフィー型（福山型）	乳児期から著しい筋緊張低下、筋力低下がある。知的障がいを伴うなどの発達の遅れがみられる。

⁴ 褥瘡（じょくそう）：床ずれ

【4】骨形成不全症


全身の結合組織疾患であり、骨、歯、皮膚、靭帯（じんたい）、腱、筋膜、目の強膜などに弱さが見られます。

<症状>

最も目立つのが骨膜性の化骨障がいによる骨の脆弱（ぜいじゃく）で、繰り返し骨折し、骨が変形することもあります。生まれたときから骨折に伴う重篤な骨変形を示す症例から、ほとんど骨折を経験しない比較的軽症な症例まで多様です。


わずかな外力で骨折を起こす可能性もあることから、本人・家族から骨折を起こした状況などを詳細に聞き取っておき、過大な外力が加わらないような環境設定を検討することが必要です。


一方で、骨の強度を保つには、外からの応力（筋力・重力など）が必須であり、過度な安静は良くありません。骨折時のギプス固定は健常児よりも短期間とします。



肢体不自由のある児童生徒は、視覚障がいや聴覚障がいを併せ有している場合があります。

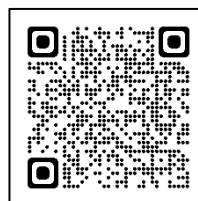
以下の資料から、視覚障がいや聴覚障がいのある児童生徒への指導・支援について確認することができます。

 「自立活動指導資料（視覚障がい）」

 「自立活動指導資料（聴覚障がい）」

上記の資料は、特別支援教育指導資料（No. 49、No. 50）として岩手県のホームページで公開しています。詳細は、そちらをご覧ください。

[【https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/index.html】](https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/index.html)



肢体不自由のある児童生徒への指導にあたり、まずは障がい等の状態の把握が重要です。どのような視点で把握するとよいのかを以下に示しますので、参考にしましょう。

肢体不自由の実態把握

ア 医学的側面からの把握	
(ア) 障がいに関する基礎的な情報の把握	
a 既往・生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ○出生週数・出生時体重・出生時の状態・保育器の使用・生後哺乳力 ○けいれん発作と高熱疾患・障がいの発見及び確定診断の時期・入院歴や服薬等
b 乳幼児期の姿勢や運動・動作の発達等	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢の保持：頸（くび）の座り、座位保持、立位保持 ○姿勢の変換：寝返り、立ち上がり ○移動運動：はいはい、伝い歩き、ひとり歩き ○手の操作：物の握り、物のつまみ、持ち換え、利き手
c 医療的ケアの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○経管栄養（鼻腔に留置された管からの注入、胃ろう、腸ろう、口腔ネラトン）、IVH中心静脈栄養 ○喀痰（かくたん）吸引（口腔内、鼻腔内、咽頭より奥の気道、気管切開部（気管カニューレ）、経鼻咽頭エアウェイ） ○その他（ネブライザー等による薬液の吸入、酸素療法、人工呼吸器、導尿等）
d 口腔機能の発達や食形態等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔機能：食物を口に取り込む動き、口の中でかむ動き、飲み込む動き等 ○食形態：食物の大きさ、軟らかさ、粘性（水分も含む）等 ○食環境：食事及び水分摂取の時間・回数・量、食事時の姿勢、食器具の選定、食後のケア等 ○既往歴：誤嚥（ごえん）性肺炎、食物アレルギー（原因食物）等 ○その他：偏食の有無、除去食の必要性等
e 現在使用中の補装具等	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす、歩行器（前方支持と後方支持の2種類がある）、座位保持装置、つえ（両松葉づえと両側肘つえ（ロフストランド型））、短下肢装具又は靴型装具や足底装具等
(イ) 障がいの状態等の把握にあたっての留意点	
a 観察について	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び保護者と相談する場合は、玩具の使い方などの観察を通して、姿勢や運動・動作などの発達の状態を把握することが大切である ○児童生徒の緊張が高まって正しい観察が困難になる場合があるので、児童生徒に安心感を与えるなどの配慮が必要である ○側わん、変形、拘縮や疾患等の進行に伴う変化については、保護者が日頃、観察していることや主治医からの情報を十分に聞き取り、把握することが大切である
b 医療機関等からの情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく治療方法、緊急時の対応など、医学的所見を把握することが重要である

心理学的、教育的側面からの把握については、その起因疾患による障がいの状態等が多様であるため、児童生徒一人一人について十分な評価を行うことが必要です。

イ 心理学的、教育的側面からの把握	
(ア) 発達の状態に関すること	
a 身体の健康と安全	○睡眠、覚醒、食事、排せつ等の生活のリズムや健康状態等
b 姿勢	○遊びや食事、座位などにおいて、無理なく活動できる姿勢や身体の状態が安定する楽な姿勢のとり方 ○学校生活等における姿勢変換の方法や休息の必要性やその時間帯等
c 基本的な生活習慣の形成	○食事、排せつ、衣服の着脱等の基本的な生活習慣に関する自立の程度や介助の方法等
d 運動・動作	○遊具や道具等を使用する際の上肢の動かし方などの粗大運動の状態やその可動範囲、小さな物を手で握ったり、指でつまんだりする微細運動の状態等 ○筆記能力については、文字の大きさ、運筆の状態や速度、筆記用具等の補助具の必要性、特別な教材・教具の準備、コンピュータ等による補助手段の必要性等
e 意思の伝達能力と手段	○言語による一般的理解、コミュニケーションの手段としての補助的手段や補助機器などの必要性等
f 感覚機能の発達	○保有する視覚、聴覚等の状態について把握するとともに、特に、視知覚の面については目と手の協応動作、図と地の知覚、空間の認知などの状況等
g 知能の発達	○色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間の概念、言語の概念、数量の概念などの状態等
h 情緒の安定	○多動や自傷などの行動の有無や、集中力の継続の状況等
i 社会性の発達	○遊びや対人関係をはじめとして、これまでの社会生活の経験や事物などへの興味・関心の状況等
j 障がいが重度で重複している子供	○食事及び水分摂取の時間や回数・量 ○食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法 ○口腔機能の状態 ○排せつの時間帯・回数、方法、排せつのサインの有無 ○呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間 ○発熱、てんかん発作の有無とその状態 ○嘔吐、下痢、便秘 ○関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化、側わんによる姿勢管理、骨折のしやすさによる活動の制限、感染症等への対応等、医師からの指導・助言を受けること

(イ) 本人の障がいの状態等に関すること	
a 障がいの理解	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の障がいや障がいによる困難に気づき、障がいを受け止めているか ○自分のできないこと・できることについての認識をもっているか ○自分のできないことに関して、先生や友達の援助を適切に求めることができるか ○家族が、子供に対して身体各部の状態の理解や保護等について、どの程度教えているか <p style="text-align: right;">等</p>
b 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを正しく認識し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服しようとする意欲をもっているか ○使用している補助具や補助的手段の使い方や扱い方を理解しているか ○使用している補助具や補助的手段を使い、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服のために、自分から工夫するなどの積極的な姿勢が身に付いているか
c 自立への意欲	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で周囲の状況を把握して、行動しようとするか ○周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危険回避ができるか ○自分でできることを、他者に依存していないか <p style="text-align: right;">等</p>
d 対人関係	<ul style="list-style-type: none"> ○実用的なコミュニケーションが可能であるか ○協調性があり、友達と仲良くできるか ○集団に積極的に参加することができるか <p style="text-align: right;">等</p>
e 学習意欲や学習に対する取組の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ○学習の態度（着席行動、姿勢保持）が身に付いているか ○学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか <p style="text-align: right;">等</p>
(ウ) 諸検査等の実施及び留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ○諸検査を実施又は結果を参照する場合は、肢体不自由の障がい特性を踏まえて、諸検査の特徴を理解した上で活用することが大切である ○肢体不自由のある児童生徒の中には、言語や上肢の障がいのために意思の伝達などのコミュニケーションや、文字や絵による表現活動など、自己表現全般にわたって困難さがあり、新しい場面では緊張しやすく不随意運動が強くなる場合も見受けられる ○標準化された発達検査等は、肢体不自由の姿勢や運動・動作の障がいの影響して、諸検査から得られる結果が妥当性の高い検査値を求めることができない場合がある ○発達検査を行う場合は、目的を明確にするとともに、その結果を弾力的に解釈できるような工夫をして実施する必要がある 	
(エ) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
○遊びの中での友達との関わりや興味・関心、社会性の発達などの情報を把握しておくことが大切である	

文部科学省（令和3年）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』、国立特別支援教育総合研究所（令和4年）『肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック』を基に作成

(5) 感覚と認知について

肢体不自由のある児童生徒は、保有する感覚を十分に活用することに困難さがある、認知の特性があるなど、個々の感覚や認知の発達の状態が様々です。一人一人の実態を把握して指導することが大切です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【4 環境の把握】との関連が深い項目です。
指導を行う上で、知っておくとよい言葉の意味について解説しています。

感覚

感覚とは、身体の内外からの刺激を目、耳、皮膚、鼻などの感覚器官を通してとらえる働きです。視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚があります。

固有覚

固有覚とは、筋肉や関節の動きなどによって生じる自分自身の身体の情報を受け取る感覚で、主に力の加減や動作等に関係している感覚です。固有覚のはたらきにより、運動は絶えず軌道修正され、目を閉じていてもある程度正しく運動することができます。

前庭覚

前庭覚とは、重力や動きの加速度を感知する感覚で、主に姿勢のコントロール等に関係している感覚です。前庭覚のはたらきにより、重力に対してどのような姿勢にあり、身体が動いているのか止まっているのか、どのくらいの速さでどの方向に動かしているのかを知ることができます。

認知

認知とは、感覚を通して得られる情報を基にして行われる情報処理の過程です。

記憶する、思考する、判断する、決定する、推理する、イメージを形成するなどの心理的な活動をいいます。こうした活動を適切に進めていくことで、児童生徒は発達の段階に即した行動をすることが可能になります。

概念

概念とは、個々の事物・事象に共通する性質を抽象し、まとめ上げることによって作られるもので、認知の過程においても重要な役割を果たすものです。

認知や行動の手掛かりとなる概念

認知や行動の手掛かりとなる概念とは、これまでの自分の経験によって作り上げてきた概念を、自分が新たに認知や行動を進めていくために活用することを意味しています。基礎的な概念ですが、常に行われる認知活動によって更に変化し、発達に即した適切な行動を行う手掛かりとして、次第により高次の概念に形成されていくと考えられます。

(6) 姿勢や身体の動きについて

肢体不自由のある児童生徒は、障がいの状態により身体の動きに様々な困難さがあります。ここでは、姿勢や身体の動きについて説明します。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【5 身体の動き】との関連が深い項目です。
指導を行う上で、知っておくとよい言葉の意味について解説しています。

姿勢

姿勢には、臥位（がい）⁵、座位、立位などがあり、あらゆる運動・動作の基礎になっています。姿勢を保持することも、広い意味では動作の一つといえます。

基本動作

姿勢保持と上肢・下肢の運動・動作を含めて基本動作といいます。

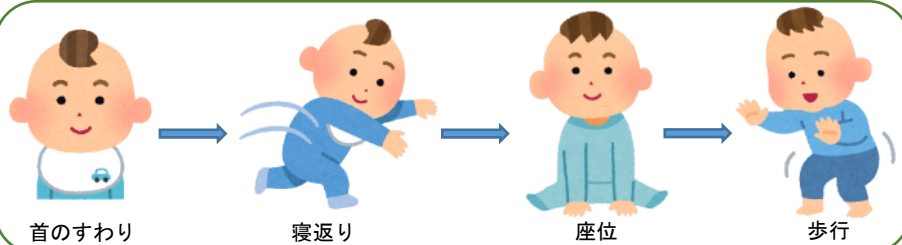
基本動作は、①姿勢保持、②姿勢変換、③移動、④四肢の粗大運動、⑤四肢の微細運動に分けることができます。

移動

移動とは、自分で自分の身体を動かし、目的の場所まで行くことです。

興味や関心を広げる上でも重要な手段であり、自立するために必要な動作の一つです。

一般に、首のすわりから始まって、寝返りから座位へと続く、いわゆる初期の運動・動作の発達の到達点が歩行となります。



日常生活の諸動作の基礎

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、児童生徒の自立にとって、とても重要です。

そのためには、姿勢保持、移動、上肢の諸動作などの基本動作が習得されていることが必要であり、座位や立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることが基礎になります。

- ①安定した座位を確保しながら、両腕を前へ伸ばすことができる。
- ②身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりすることができる。
- ③身体のほとんどの部位へ指先が届く。
- ④手の動きを目で追う。

上記のような動作が可能であれば、指導の工夫により、日常生活の諸動作の多くを行うことができるようになります。

⁵ 臥位（がい）：寝た状態。仰臥位（ぎょうがい：あおむけ）、側臥位（そくがい：横向き寝）、腹臥位（ふくがい：うつぶせ）など

(7) コミュニケーションについて

肢体不自由のある児童生徒には、言語やコミュニケーションの発達に遅れがみられることがあります。一人一人の意思の表出やコミュニケーションの状態を把握し、指導していくことが大切です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【6 コミュニケーション】との関連が深い項目です。
指導を行う上で、知っておくとよい言葉の意味について解説しています。

コミュニケーション

コミュニケーションとは、人間が意思や感情などを相互に伝え合うことです。

コミュニケーションの基礎的能力として、相手に伝えようとする内容を広げ、伝えるための手段を育んでいくことが大切です。

基礎的能力を育てる

障がいの状態により、話し言葉によるコミュニケーションが困難な場合には、本人にとって可能な手段を用いてコミュニケーションを図ることが必要です。

児童生徒の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察し、その意図を理解するようにしましょう。



まずは、双方向のコミュニケーションが成立することを目指して、そのために必要な基礎的能力を育てることが大切です。このことは、認知の発達、言語概念の形成、社会性の育成及び意欲の向上と関連しているということに留意しましょう。

コミュニケーション手段

近年、科学技術の進歩等により、様々なコミュニケーション手段が開発されてきています。児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切なコミュニケーション手段を身につけ、それを選択・活用して、それぞれの自立と社会参加を一層促すことが重要です。以下に、盛岡となん支援学校で使用されている視線入力セットを紹介します。

視線入力セット（ノートパソコン、視線入力装置、固定台）



- ・視線を検知してパソコンを操作したりすることができる。
- ・視線を動かすことができれば、コミュニケーションが可能になる。
- ・パソコンの固定台は、あらゆる方向に調整でき、使用者が楽な姿勢に合わせることが可能である。

(8) 摂食指導について

肢体不自由のある児童生徒には、食事や水分摂取に困難さがみられることがあります。口腔機能の状態、食事や水分摂取の時間や回数・量、食物の調理形態、摂取時の姿勢などの情報を得ることが大切になります。保護者や関係機関と連携を図りながら進めましょう。

＜自立活動との関連＞

自立活動の内容【1 健康の保持】との関連が深い項目です。

盛岡となん支援学校における安全に摂食指導を行うための取組を紹介しています。

食べる機能と食物形態

食物形態	初期食	中期食	後期食	普通食
食べ物例	ヨーグルト・ムース状	おかゆ・パン粥・プリン・絹ごし豆腐・卵豆腐・カボチャ・ゼリー	軟飯・よく煮込んだ芋・煮込みうどん・軟らかい挽肉料理・おひたし（葉先をよくゆでる）	普通ご飯・キュウリ・肉
軟らかさ	口に入ったらそのまま飲み込める	形があり舌でつぶせる	形があり歯茎で潰せる	奥歯で噛める
特徴	粘り・なめらかさ(粒なし)・水分が多い	粘り・形・粒等がある	適度の粘り	
食べる機能	<u>捕食機能獲得期</u> ・丸のみ ・もぐもぐ、かみかみはできない	<u>押しつぶし機能獲得期</u> ・もぐもぐは「少しでもできる」から「可能」の段階へ成長する時期 ・舌や顎の動きは上下中心で、口角が同時に引かれる ・左右の動きは不十分	<u>すりつぶし(咀嚼)機能獲得期</u> ・もぐもぐは上手。かみかみが少しできるようになる ・舌や顎の動きは左右も見られ、すりつぶしもできる。咀嚼している側の口角が引かれる ・硬いものは噛めない	<u>咀嚼機能確立期</u> ・舌や顎は複雑に動き、すりつぶしも上手にできる ・硬いものも噛める
給食例				

摂食検討会の実施

児童生徒の摂食に関する情報や実態を基に、担任、栄養教諭、養護教諭、自立活動支援部員などのメンバーを中心に検討会を行います。一人一人に合った食物形態を決定したり、今後の摂食指導の方針などについて話し合ったりします。外部専門家⁶の言語聴覚士（ST）や作業療法士（OT）へ摂食や姿勢の相談を行い、助言を基に指導を行うこともあります。

個々の児童生徒の実態に応じて、食物形態、姿勢、食器・食具、介助の方法は様々です。安全に、楽しく食事ができるよう環境を整えることが大切です。

⁶ 外部専門家：p.23「(13) 関係機関や外部専門家との連携」参照

食器・食具

食器・食具は児童生徒の実態に応じて選ぶことが大切です。摂食機能や年齢、口の大きさなどに適したものを使用しましょう。使用されることの多い食器・食具の一部を紹介します。

スプーン



《金属製》 《シリコン製》



《グリップ》

- ・固形食用、水分摂取用のスプーンがある。
- ・固形食用は、口の幅の2/3程度の大きさが良い。
- ・水分摂取用は、固形食用に比べてサイズは大きく、深い。
- ・金属製やシリコン製のものがある。
- ・自分でスプーンを持って食べられる場合、スプーンの柄にグリップを付けて握りやすくすることもできる。

コップ



《カットコップ》

《持ち手付きコップ》

- ・児童生徒の口唇の状態やあごの閉鎖状態、舌の位置を確認できるように透明になっている。
- ・カットコップは、児童生徒が頭をそり返さなくても、鼻にコップが当たらないようになっている。

食器



《縁が立ち上がっている皿》

《持ち手付き椀》

- ・スプーンの動かし方が不十分な場合、縁が立ち上がっている皿を使うと食べ物をすくいやすい。
- ・持ち手付きの椀を使用することで、持ったり押さえたりしやすくなる。

食器の滑り止め



《シリコン製マット》

《茶碗枕》

- ・食器の操作がしやすいように、滑り止めマット等を使用して食器を固定する。

※茶碗枕の使用例



(9) ICT活用について

学習指導要領では、肢体不自由のある児童生徒の「身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること」と示されています。教員においては、ICTに関する最新の情報を得たり、ICTを活用した指導を行ったりする必要があります。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【5 身体の動き】【6 コミュニケーション】との関連が深い項目です。

盛岡となん支援学校で活用されているICT機器の一部を紹介しています。

iPad スイッチングデバイス



- ・ iPadに接続し、ビッグスイッチを使って、「スイッチコントロール」が可能になる。
- ・ 指先でiPadを操作することが難しいときに便利である。

i+Pad タッチャー



- ・ 本体にスイッチを接続し、先端のゲルをiPadの画面に付けると、スイッチでゲルが貼ってある場所をタップや長押しができる。iPad本体の設定を組み合わせれば、スワイプや拡大縮小なども可能になる。
- ・ 画面を触るのが難しかったり、スイッチ操作の因果関係を学んだりするときに有効である。

スティック型マウス



- ・ スティックを操作してパソコンのマウスポインタを動かすことができる。
- ・ 指先が少し動けば使えるので、通常のマウスが使いづらい場合に便利である。
- ・ 裏にねじ穴があるので、固定することも可能である。

ひらがなキーボード



- ・ 50音順に並んだキーボード。
- ・ ローマ字入力が難しい場合に便利である。
- ・ 一文字ごとにくぼんでいるので、間違っ隣を押してしまうことは起こりにくい。不随意運動などがある場合に使いやすい。

(10) 医療的ケアについて

肢体不自由のある児童生徒の中には、医療的ケアを必要とする児童生徒がいます。児童生徒の障がいの状態に応じて安全で適切な医療的ケアを実施し、児童生徒の学習環境を整備することが大切です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【1 健康の保持】との関連が深い項目です。

盛岡となん支援学校での取組を紹介しています。

医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年）では、医療的ケアとは、「人工呼吸による呼吸管理、喀痰（かたん）吸引その他の医療行為をいう」と示されています。

また、『岩手県立学校における医療的ケア実施指針』（令和4年）では、医療的ケアと実施者について、「学校生活において必要とされる生活援助行為であり、学校においては、医療的ケア看護職員が実施することを基本とします」としています。

具体的な実施体制や実施する医療的ケアの種類・内容は、学校や児童生徒によって異なります。詳しくは、先述した『岩手県立学校における医療的ケア実施指針』に記されていますので、確認しましょう。

（※小・中学校における医療的ケアについては、各市町村等で指針を策定している場合もあります。）

盛岡となん支援学校の取組

1. 医療的ケアの対象者

- (1) 保護者が日常的に学校に付添い、医療的ケアを行わなければ通学が困難な児童生徒
- (2) 学校での看護職員による医療的ケアについて、主治医の承諾を得た児童生徒

2. 対象とする医療的ケアについて

- (1) 主治医の指示の下に、保護者が日常的に行うことが可能であること
- (2) 学校で看護職員が行うことについて主治医の承諾、指示があること

3. 1日の様子

- (1) 登校時、ケアルームにて朝の引継ぎを行います。担任、保護者、看護職員で以下の確認をします。

- ★健康観察(SpO₂、検温など)
- ★「医療的ケア実施連絡票」記載内容確認 →学習に取り組める体調か
体調変化の見方とそのときの連絡方法(保護者とすぐ連絡が取れるように確認)
- ★ケア物品(動作状況、個数等)
- ★ケアの実施時刻、ケア内容の確認 他

- (2) 喀痰（かたん）吸引や経管栄養、水分補給、導尿など医療的ケアの実施内容は児童生徒によって異なります。授業中の喀痰（かたん）吸引の際には、内線電話でケアルームにいる看護職員に連絡をします。また、水分補給や昼の栄養注入の際はケアルームに行ったり、導尿の際にはトイレに来てもらったりします。
- (3) 下校時は、看護職員がその日に実施した医療的ケアの内容や体調について「医療的ケア実施連絡票」に記載、担任が内容を確認します。連絡票は家庭に持ち帰り、保護者がチェックします。

(11) 補助具や補助的手段、自助具の活用について

肢体不自由のある児童生徒の運動・動作の状態に応じて、補助具や補助的手段、自助具を活用し、日常生活動作や作業動作が行うことができるようにします。児童生徒の状態や身体に合わせた使い方が必要です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【5 身体の動き】との関連が深い項目です。

指導や安全な介助を行う上で、知っておくとよい補助用具について紹介しています。

補助具

補助具には以下のようなものがあります。『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部) (平成30年4月)』pp. 85-86 を基に作成

- ・ 座位安定のためのいす
- ・ 作業能率向上のための机
- ・ 移動のためのつえ
- ・ 歩行器
- ・ 車いす
- ・ 白杖
- ・ 持ちやすいように握りを太くしたり、ベルトを取り付けたりしたスプーンや鉛筆
- ・ 食器やノートを机上に固定する装置
- ・ 手すりなどを取り付けた便器
- ・ 着脱しやすいようにデザインされた衣服
- ・ 表現活動を豊かにするために、コンピュータの入力動作を助けるための補助用具

基本動作の改善及び習得を促進し、日常生活動作や作業動作の遂行を補うために児童生徒の運動・動作の状態に応じていろいろな補助的手段を活用する必要があります。また、各種の補助用具の工夫とその使用法の習得も大切です。

また、『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』には、「補装具」について以下のように示されています。

「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活又は学校生活を容易にするために必要な用具をいう。具体的な例としては、義肢（義手、義足）、装具（上肢装具、体幹装具、下肢装具）、座位保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ等がある。

車いす



- ・ 自走式や介助式、電動など様々な種類がある。

クラッチ



- ・ ハンドグリップとカフ（前腕支持部）が付いている歩行補助つえ。

SRCウォーカー



- ・ 両足で蹴って進む歩行器。
- ・ サドルと体幹パッドで固定し、安定した前傾姿勢をとることができる。

PCウォーカー



- ・ 横にあるグリップを持って、身体を支えるタイプの歩行器。
- ・ 直立姿勢を保ちながら歩行できる。

コラム 車いす操作



車いすは、児童生徒一人一人の障がいの状態に合わせて作製されています。構造や機能、児童生徒の実態に応じた使用方法を家庭等と確認しておきましょう。車いすの構造を知っていること、操作するテクニックがあること以外にも、車いすを使用している児童生徒を介助する際に重要なポイントがあります。ここでは、そのポイントを紹介します。

【車いす介助の基本ポイント】

車いすの動きを伝える

ブレーキを外すときや動き出すとき、止まる時、方向を変えるときなど、車いすがこれからどんな動きをするのかが分からないと、乗っている児童生徒は不安な気持ちになります。「この人に介助をお願いして大丈夫かな？」と心配になることもあるでしょう。動き出す前に声を掛けて、動きを伝えるようにしましょう。また、「急」のつく動き（急発進、急停止、急な方向転換など）も禁物です。



座っている姿勢を確認する

自分で姿勢を直したり、身体はどこか一部に負担がかかっている状態でも伝えたりすることが難しい児童生徒もいます。児童生徒のお尻が車いすの座面の奥までしっかり入っているか、後ろに隙間がないかを確認しましょう。また、胸ベルトや骨盤ベルト、足ベルトなど個々の実態に応じたベルトが付いていますのでしっかり締めることが大切です。児童生徒が身体を揺らすと緩んでしまうこともありますので、時々チェックするようにしましょう。（※ベルトを締める順番：骨盤ベルト→胸ベルト→足ベルト）

ブレーキの使い方

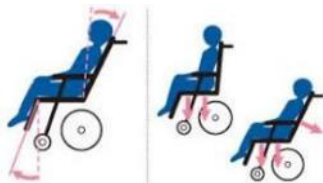
車いすの乗り降りの際や車いすを離れるとき、停車しているときは、しっかりブレーキを掛けましょう。車いすによってブレーキの位置が違いますので確認が必要です。また、フットブレーキを利用する場合は、右側は右足で、左側は左足で掛けたり外したりします。同じ足で行っていると、車いすのバランスが悪くなったり、一方のブレーキカバーだけがすり減ったりしますので注意しましょう。

リクライニングとティルト（チルト）の違い

それぞれ機能が異なります。児童生徒の実態に応じた利用ができるよう理解しましょう。

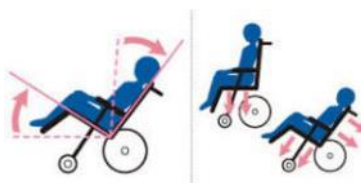
<リクライニング>

バックレスト（背もたれ部分）を起こしたり倒したりして角度を調節することができる。車いすに座りながらすぐに寝ている姿勢に移行することができる。



<ティルト（チルト）>

シート（座面）の角度を調節することができる。楽に座り続けるために、お尻や太ももにかかる体重を背中や腰へ分散させることができる。



(12) 進路指導（キャリア教育）について

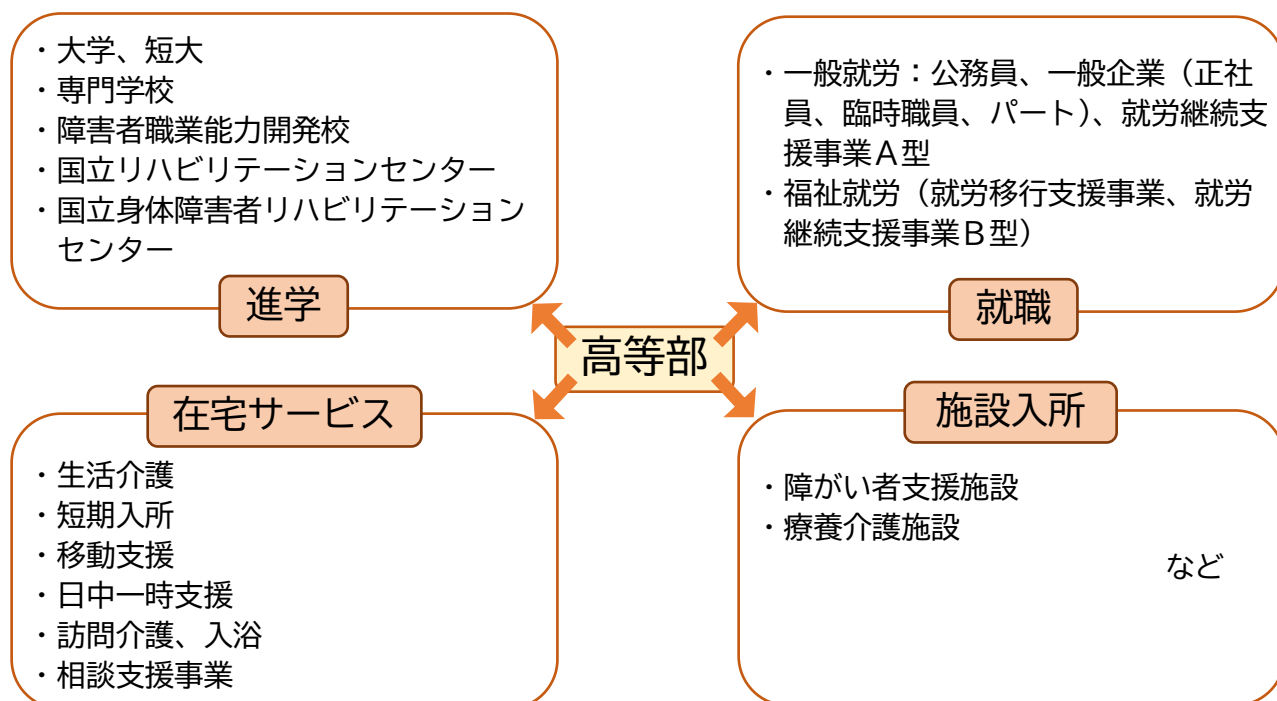
肢体不自由のある児童生徒の主体的な社会参加と個の自立を目指した進路指導は、小学部・中学部から系統的に行うことが大切です。特に高等部では、卒業後の生活についての具体的な見通しと意欲を育むことができるよう機会を設けて指導することが重要です。進路先と協働して積極的で円滑な移行支援を行うことも必要です。

また、各学校で作成しているキャリア教育全体計画において示されている各学部段階でのねらい、身に付けたい内容に沿ってキャリア教育を推進していくことが大切です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【2 心理的な安定】との関連が深い項目です。
盛岡となん支援学校の進路状況や進路支援について紹介しています。

高等部卒業生の進路先



進路選択に向けて

盛岡となん支援学校では、各学部段階での進路支援を行っています。小学部では、卒業後の生活や自立に向けて、低学年・高学年で身に付けたい力を意識した指導を行っています。中学部では、各教育課程・各学年の指導目標・計画を立て進路指導を行っています。高等部では、各学年のねらいを基に、実習・体験などを通じた取組を行っています。高等部の取組の中で大切にしている視点は以下のとおりです。

<進路選択に向けて>

- ① **自分でできることの範囲を広げる**：日常生活動作や生活習慣の見直し、健康維持・健康管理など
- ② **コミュニケーション力を高める**：返事・挨拶等の力、困ったときに訴える力など
- ③ **意識を高める**：将来像をイメージする、自分の適性を探る、家族・担任と相談する

岩手県立盛岡となん支援学校 令和4年度「進路支援の手引き」から抜粋

(13) 関係機関や外部専門家との連携

肢体不自由のある児童生徒には、医療的対応が必要な場合が多く、学校生活でどのように対応するかなどを関係機関や保護者と確認しておく必要があります。

また、肢体不自由のある児童生徒の自立活動の指導にあたっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り、必要に応じて、専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等に指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることが重要です。学校として、関連のある専門家と連携の取れる体制を整えておくことも大切です。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【1 健康の保持】【5 身体の動き】との関連が深い項目です。

指導を行う上で、知っておくとよい言葉の意味について解説しています。

病院・医療施設との連携

肢体不自由のある児童生徒は、病院や医療施設で、医療スタッフによる理学療法等を受けている場合があります。保護者の了解を得た上で、治療や訓練の方針等の情報を得たり、学校での児童生徒の指導目標や行動について情報提供したりして、連携・協力を図り、指導を効果的に進めることが大切です。

また、病院や医療施設で行われている理学療法等の機能訓練を、そのまま授業で行うことは適切ではありません。病院や医療施設で行われる機能訓練は、医療として行われており、病気や障がいの状態を治療する、状態を維持することが目的です。自立活動の指導は、教育活動であり、児童生徒の力や可能性を最大限に伸ばし、よりよい生活を送るための力を身に付けることが目的です。目的の違いを理解し、指導にあたるのが大切です。

理学療法士：PT

理学療法士とは、寝返り、起き上がり、立つことや歩くなどといった基本動作を獲得し、実用的な日常生活を促すための理学療法を実施する専門職です。

姿勢や身体の動かし方、呼吸などについての指導・助言を受けることができます。

作業療法士：OT

作業療法士とは、主体的な活動の獲得を図るため粗大運動や手指等の諸機能の回復・維持及び開発を促す作業療法を実施する専門職です。

着替えや排せつなどの日常動作、学習時の補助具や道具の操作についての指導・助言を受けることができます。

言語聴覚士：ST

言語聴覚士とは、言語や聴覚、音声、認知、発達、摂食・嚥下に関わる障がいに対して、検査と評価を行い、必要な支援を行う専門職です。

コミュニケーションや言語・発音、摂食・嚥下についての指導・助言を受けることができます。

(14) 肢体不自由障がい者の福祉制度

障がい者に関する福祉制度について、基本的な知識として確認しておきましょう。

＜自立活動との関連＞

自立活動の内容【1 健康の保持】【2 心理的な安定】【5 身体の動き】との関連が深い項目です。

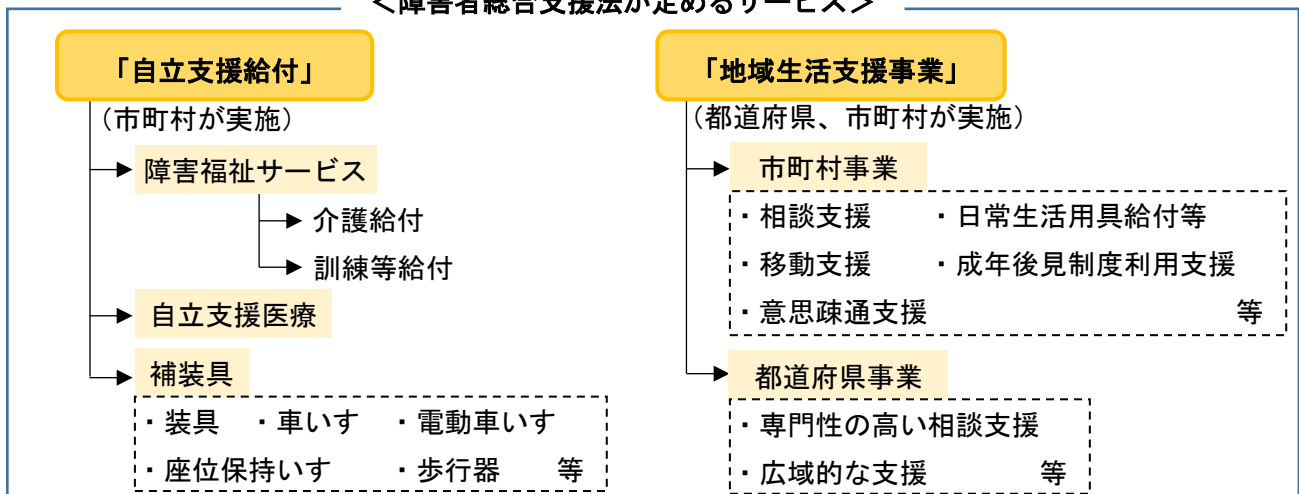
指導や保護者への情報提供を行う上で、知っておくとよい言葉の意味について解説しています。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月 1 日より施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を略して「障害者総合支援法」といいます。

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活するために日常生活や社会生活を総合的に支援することを目的としています。この法律に基づき、障がいのある子どもから大人を対象に、必要と認められた福祉サービスや福祉用具の給付や支援を受けることができます。

＜障害者総合支援法が定めるサービス＞



障害者手帳

障がい者（児）に対して、相談支援や多くの援助制度を受けやすくするために各自治体が交付します。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類あります。

身体障害者手帳

身体障がい者（児）に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。

療育手帳

知的障がい者（児）に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）又はB（中・軽度）の等級があります。（※療育手帳の名称は、自治体によって異なることがあります。）

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がい者（児）に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（重度）から3級（軽度）までの等級があります。初診日から6か月を経過した日から申請できます。

第2章

自立活動の指導

～自立と社会参加を目指して～

(1) 指導の基本

自立活動の意義

特別支援学校の教育においては、小・中学校等と同様に、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

しかし、障がいのある児童生徒の場合、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることがあり、各教科等において育まれる資質・能力の育成にもつまづきが生じやすくなります。

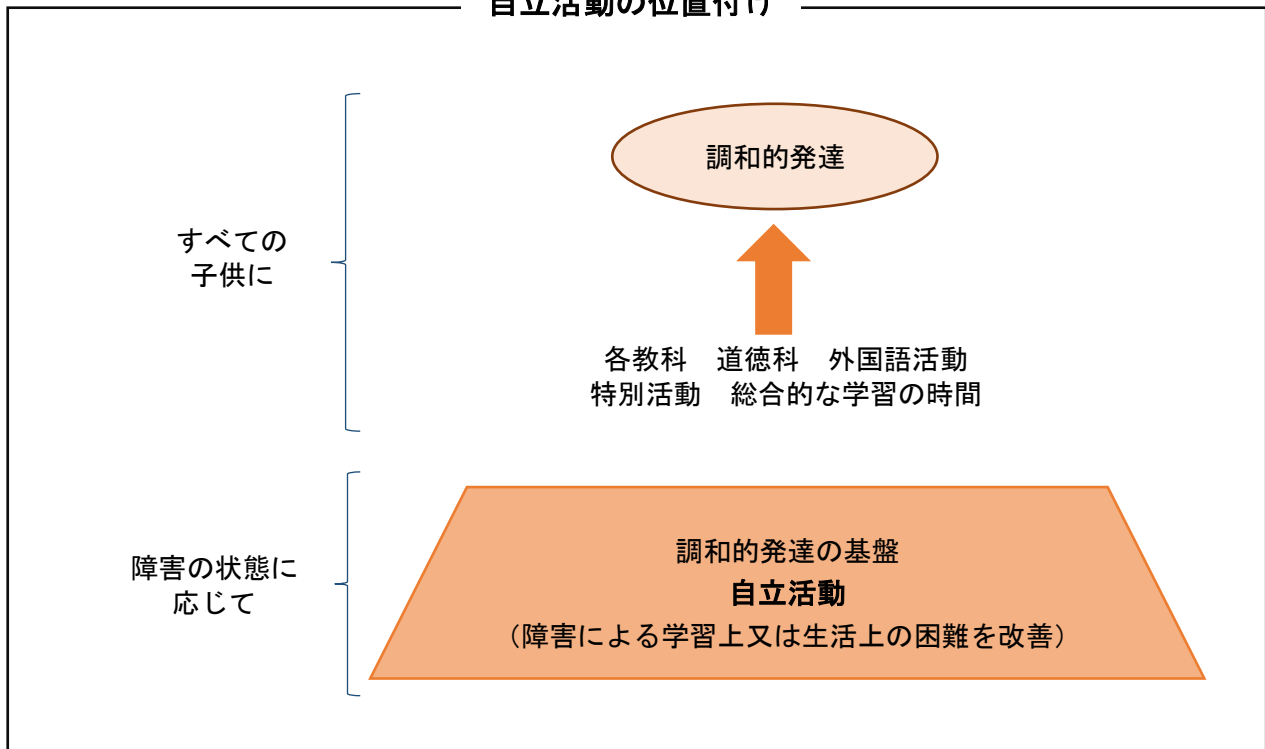
このため、特別支援学校では、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、特に自立活動の領域を設定して指導を行っています。それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのです。



チェック

心身の調和的な発達の基盤に着目して指導する自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

自立活動の位置付け



筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会 (2021)「自立活動ハンドブック 1」、ジース教育新社 p.12 から抜粋

教育課程上の位置付け



チェック

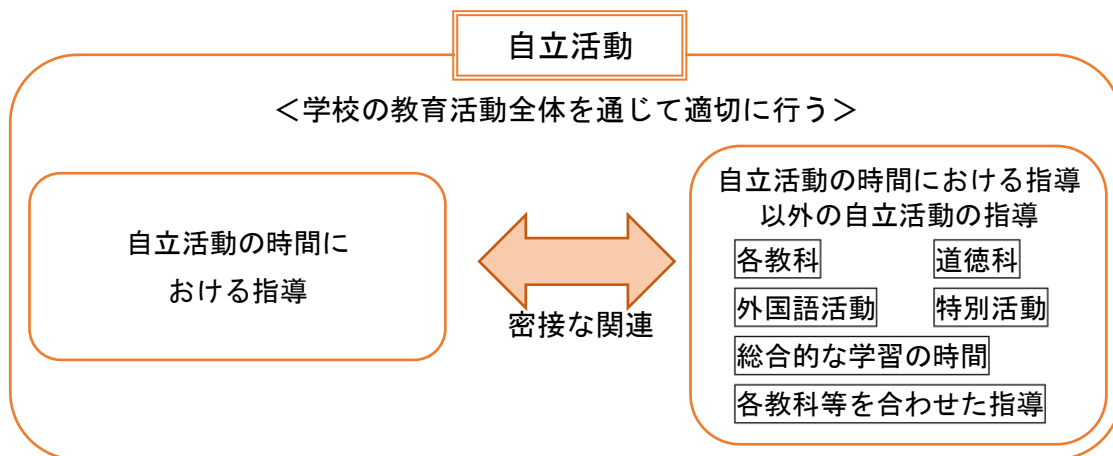
自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、障がいのある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めています。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の2の（4））

- （4）学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、密接な関連を図って行われなければなりません。

また、小・中学校の特別支援学級や通級による指導においても、自立活動を取り入れた特別の教育課程を編成したり、通常の学級に在籍している児童生徒の中で、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要な場合は、自立活動の内容を参考にして指導や支援を考えたりしていくことが望まれます。



『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』を基に作成

自立活動の時間に充てる授業時数



チェック

自立活動の指導に充てる授業時数は、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に設定することができるようにしています。

授業時数の標準が示されていないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということです。

自立活動の目標

『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』では、以下のように自立活動の目標が示されています。

自立活動の目標（小学部・中学部学習指導要領第7章第1）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

自立

児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する

児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障がいによって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障がいがあることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを意味しています。

調和的発達の基盤を培う

一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味しています。

自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本となります。



チェック

指導にあたっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や具体的な指導内容を定めた**個別の指導計画**が作成されています。



自立活動の指導は、指導目標を達成する上で効果的な場合は、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本ですので、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に留意しましょう。

自立活動の内容とその取扱いについて

特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」は、各教科等の「内容」のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものということに十分留意する必要があります。

自立活動の内容は、二つの要素から構成されています。それらの代表的な要素である27項目を六つの区分に分類・整理してあります。

要素

「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」

「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」

6区分

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成 |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き | 6 コミュニケーション |

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。自立活動の指導を担当する際には、学習指導要領等に示された内容を参考にして、個々の児童生徒の実態をふまえ、具体的な指導内容の設定を工夫することが求められています。



チェック

個々の児童生徒に指導する具体的な指導内容は、6区分27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要です。

区分・項目		項目の説明
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活習慣の形成を図る。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにする。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにする。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。	自己の障がいにとどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていく。
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事。	障がいのため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにする。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付ける。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	自分の障がいの状態を理解したり、受容したりして、主体的に障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにする。
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにする。
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになる。
	(4) 集団への参加の基礎に関する事。	集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになる。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにする。
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。	障がいのある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにする。

	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりする。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにする。
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする。
5 身体 の 動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関する。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにする。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにする。
	(4) 身体の移動能力に関すること。	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図る。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高める。
6 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。	幼児児童生徒の障がいの種類や程度、興味・関心に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付ける。
	(2) 言語の受容と表出に関すること。	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにする。
	(3) 言語の形成と活用に関すること。	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにする。
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにする。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにする。

個別の指導計画の作成

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の1）

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。



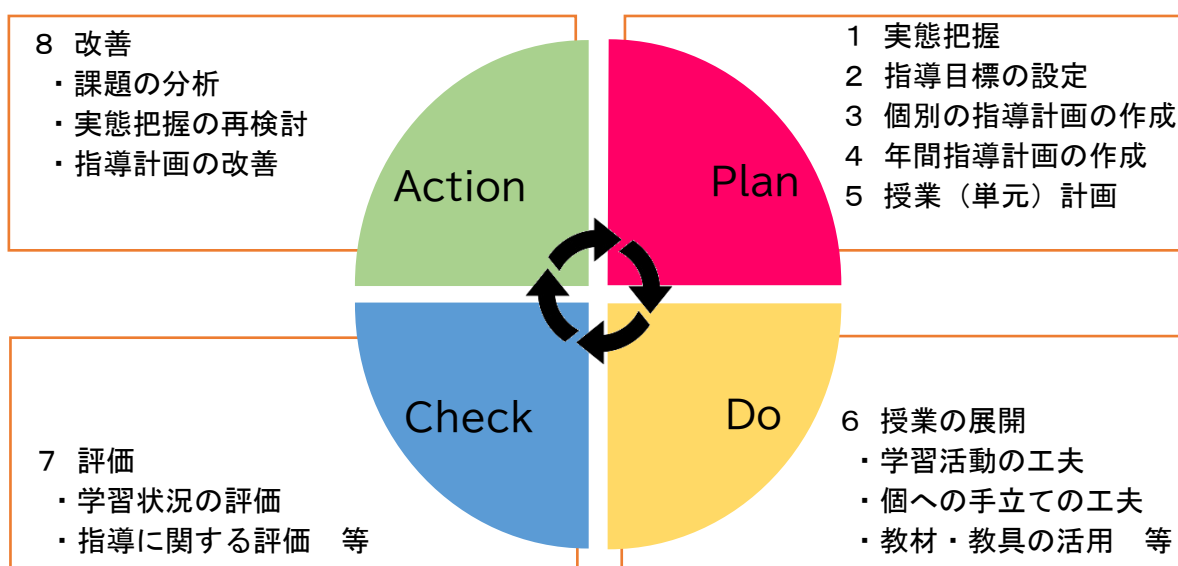
自立活動の指導における個別の指導計画の作成は、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものと示されています。

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』では、以下のよう
に個別の指導計画の作成手順の一例が示されています。

- ① 個々の児童生徒の実態把握（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出し、課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導目標を明確に設定する。
- ④ 小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容の中から、個々の指導目標を達成するために必要な項目を選定する。
- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルを確立し、適切な指導を進めることが重要です。

【個別の指導計画に基づくPDCAサイクル】



他領域・教科等との関連

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2の（5））

- （5）各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

自立活動の個別の指導計画の作成にあたっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合って、効果的な指導が行われるようにすることが大切です。



チェック

各教科等の目標と自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要があります。

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ教科等の目標があるので、各教科等における自立活動に指導にあたっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないように留意しましょう。



指導方法の創意工夫

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の3）

- 3 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。



チェック

自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要です。そのためには、個々の児童生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切です。

<ア 児童生徒一人一人の実態に応じた指導方法>

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階は多様です。特定の方法をすべての児童生徒に機械的に当てはめるのではなく、個々の児童生徒の実態に適した方法を創意工夫することが必要です。

<イ 意欲的な活動を促す指導方法>

児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切です。教師からの一方的な働きかけに終始する方法や画一的な方法にならないよう留意しましょう。

自立活動を主とした指導

重複障がいのある児童生徒については、一人一人の障がいの状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となります。特別支援学校学習指導要領では、自立活動の指導を中心に行うことについて、以下のように規定されています。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第1章第8節の4）

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の4）

4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の発達に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。



チェック

自立活動を主とした指導を行う場合でも、自立活動のほかに、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできないことに留意する必要があります。



障がいが重複している、あるいはその障がいが重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うことのないように留意しましょう。

教師の協力体制

自立活動の指導については、以下のように示されています。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の5）

5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。



チェック

自立活動の指導は、児童生徒の障がいの状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい専門性を身につけておくことが必要です。そのような教師を中心に、全教師の協力の下に個別の指導計画を作成し、実際の指導にあたる必要があります。

専門の医師等との連携協力

自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導にあたっては、以下のように示されています。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の6）

6 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等外部の各専門家との連携協力をして、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることが必要です。



チェック

肢体不自由教育においては、例えば、姿勢や歩行、日常生活や作業上の動作、摂食動作やコミュニケーション等について、児童生徒の心身の機能を評価し、その結果に基づいて指導を進めていくためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切です。

自立活動の指導は教師が責任をもって計画し、実施するものです。外部の専門家の指導にゆだねてしまうことなく、専門家の助言や知見を指導に生かすことが大切です。



個別の教育支援計画等の活用

自立活動の指導の成果が就学先や進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して連携を図ることが示されています。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の7）

7 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

就学先や進学先における活用

就学先や進学先において、新たな学習上又は生活上の困難が生じたり、困難さの状況が変化したりする場合があります。そのため、個別の教育支援計画等により、本人、保護者を含め、専門の医師及びその他の専門家等との連携協力を図り、当該児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要です。

卒業後の進学先や就労先等における活用

自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが必要です。なお、進路先との連携にあたっては、個人情報保護に十分留意しながら、連携の意図や引き継ぐ内容等について保護者の理解を得ることが大切です。

(2) 肢体不自由のある児童生徒の自立活動

個別の指導計画の作成

自立活動の指導に当たっては、実態把握に基づいて指導すべき課題を明確にして、自立活動の目標や具体的な指導内容を設定し、個別の指導計画を作成します。実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）は『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）（平成30年3月）』（以下、『自立活動編』とする）p.28に示されています（下図）。

『自立活動編』では、肢体不自由のある児童生徒の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの事例が pp.32-35、pp.140-143に詳しく示されています。事例には、具体的なイメージができるように障がい名と指導目標・内容が示されていますが、あくまでも例示です。児童生徒の困難さが共通する場合には参考にすることができます。

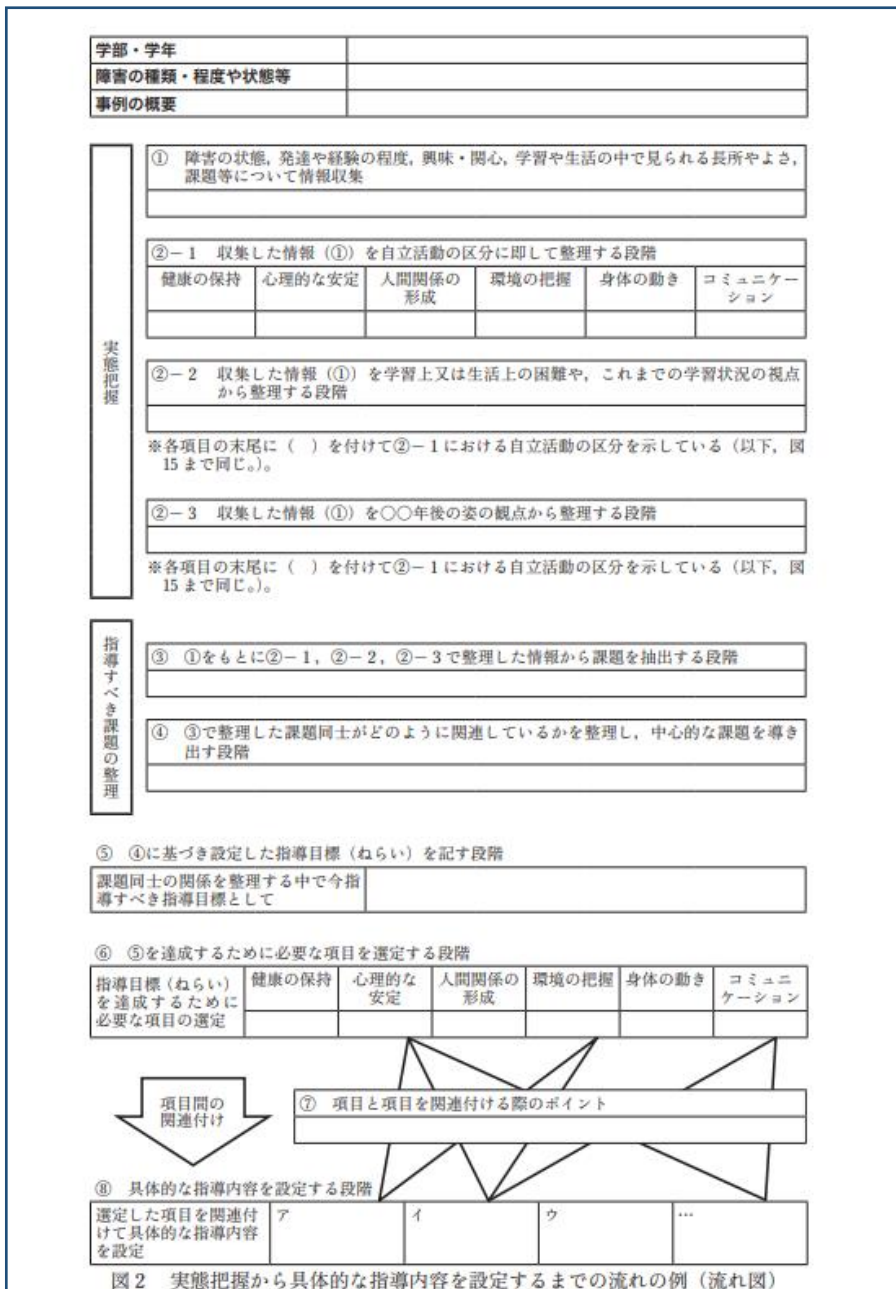


図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）（平成30年3月）』p.28から抜粋

手順1 実態把握

自立活動は、一人一人の障がいによって生じる学習や生活面での困難を、自らが改善する力を身に付ける学習です。そこで、一人一人の障がいによる困難を明らかにする取組が「実態把握」です。

実態把握は、二つの過程に分かれます。

①情報の収集

第1段階は、障がいの状態や特性等について幅広く情報を収集する段階です。

②情報の整理

第2段階は、収集した情報を整理する段階です。①で収集した情報を整理する際の三つの観点は次の通りです。

【②-1】自立活動の区分に即した整理

【②-2】学习上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点からの整理

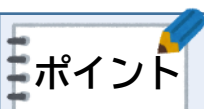
【②-3】〇〇年後の姿の観点からの整理



「第1章（4）肢体不自由の理解（pp. 10-12）」にも記載しているように、肢体不自由のある児童生徒の指導にあたっては、障がい等の状態を把握するために様々な情報を収集します。それらの情報を活用しながら、記入していきます。

それぞれの学校で作成している実態把握表などの様式で収集した情報を活用する場合、すべての欄を埋める必要はありません。

各学校の実態に合わせて、目標設定シートを活用していきましょう。



「目標設定シート」手順1 実態把握②において、自立活動の区分に即した整理を行う際は、「第1章（3）肢体不自由のある児童生徒の特性【状態と区分・項目の関連例】（pp. 4-5）」を参考にすると整理がしやすくなります。また、項目の詳しい説明は「第2章（1）指導の基本（pp. 29-30）」を参照しましょう。

② 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

手順2 指導すべき課題の抽出、課題相互の関連の整理

③課題の抽出

実態把握で整理した情報の中から課題を焦点化していきます。

これまでの学習の状況から明らかになった児童生徒の「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」などの中から、指導開始時点での課題を選定していきます。



チェック

何に着目して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で整理し共有することが必要です。

児童生徒の現在の姿だけでなく、そこに至る背景や学校で指導可能な残りの在学期間、数年後や卒業後までに育みたい力との関係など、児童生徒の中心的な課題を整理する視点を明確にしていきたいと思います。

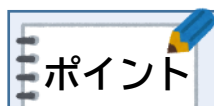


「課題」とは…

×:できないこと、解決しなければならない問題

○:つけて欲しい力、これから獲得すべきこと、○年後に向けて今つきたい力

第46回日本肢体不自由教育研究大会（令和4年）「セミナーA2自立活動の指導の課題設定と評価」演習資料から抜粋



ポイント

児童生徒が、自分自身の生活上や学習上の困難さ、困難さを改善するための工夫、自立活動の指導で取り組むべき課題を教師と一緒に考えることができる場合は、**目標や指導内容を一緒に計画していくことも大切**です。

「自立活動を学ぶ意義」を児童生徒自身が考えられるようにしましょう。

④課題相互の関連の整理と中心的な課題の決定

抽出された課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出します。課題同士の関連とは、「原因と結果」や「相互に関連し合う」などの観点や、発達や指導の順序等です。この整理を通して、他の多くの課題と関連している課題の存在や、複数の課題の原因となっている課題の存在が見えてくることもあります。中心的な課題の中から、今指導すべき課題を決定します。



課題同士の関連、指導の優先、指導の重点の置き方等について**複数の教師で検討する学校のシステムを構築**し、検証していきましょう。

自立活動の個別の指導計画を作成する上で最も重要な点が、**実態把握から指導目標を設定するまでのプロセス**にあります。個別の指導計画を確実に引き継ぎ、指導の連続性を確保することが大切です。

目標設定シートを活用することで、以下のことが可能になります。

- 指導すべき課題を整理する手続きを通して、指導目標を設定するに至る判断の根拠を記述して残すこと
- 目標設定シートを引き継ぐことで、指導の連続性を確保すること



ポイント

課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出す方法に、「KJ法」があります。関連を検討しながら、障がいによる困難の原因や背景を探っていきます。この方法は、児童生徒に関わる複数の教員が参加し、経験や価値観の異なる意見を出し合い、尊重し合いながら進めることが大切です。

すぐには中心的な課題にたどり着くことが難しい場合もあります。**最初から完璧なものを作成しようとは思わず、仮説として設定して、見直しを重ねながら妥当な課題設定に近づいていく**と捉えましょう。

手順2 課題の抽出と関連の整理	
③	①をもとに②で整理した情報から課題を抽出する段階
④	③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
課題関連図	原因→影響・結果 ↔相互に關係 ·····相対する關係 □中心課題
④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階 【指導すべき課題】（つけてほしい力、これから獲得すべきこと、○年後に向けて今つけたい力）	

筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会（2021）「自立活動ハンドブック1」、ジヤース教育新社 pp. 51-59を参考に作成

手順3 指導目標の設定

⑤長期目標、短期目標の設定

児童生徒の実態把握に基づいて整理・抽出された指導すべき課題をふまえ、小学部、中学部、高等部の各部の在学期間、学年等の長期的な視点に立った指導目標と当面の短期的な視点に立った指導目標を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要です。

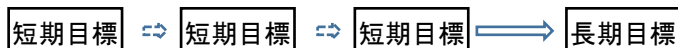


チェック

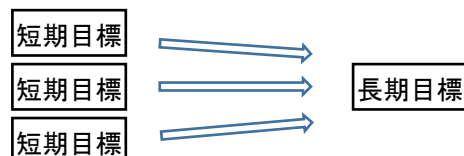
指導すべき課題を実現するために、一定期間に「達成すべきこと」が指導目標になります。指導すべき課題を分析し、どのようなことが達成できれば課題が解決されるのか、課題に含まれる要素を書き出しましょう。

<長期目標と短期目標の関係例>

ア. 段階的、順次的なタイプ



イ. 並列的なタイプ



『個別の指導計画の作成と活用』（平成21年 岩手県総合教育センター）p. 5を参考に作成



【短期目標設定のポイント】

- ★抽象的な言葉ではなく、具体的な姿を想定して記述する。
 (例)×「感じる」「楽しむ」
 ○「～という感じ方をする」「～という楽しみ方をする」
- ★複数の行動や要素を含めない。
 (例)×「好きな物を選び、それを使って楽しむ」
 ○「～の方法で二つから一つを選ぶ」
- ★解釈が多様化する表現ではなく、目標の範囲や条件を限定する。
 (例)×「係の仕事を立派にやりとげる」
 ○「すべての机を一人で隅々まで拭く」

『自立活動の指導の手引き』（平成25年 山口県教育委員会）p. 16から抜粋



チェック

具体的な目標設定を行うためには、「条件」「行動」「基準」が示されていることが大切です。

条件	声をかけると、教室で
行動	笑顔を見せる
基準	10回中5回、〇分以内で



- ★評価が可能
- ★次につながる指導が可能
 - ・教室の次は玄関で
 - ・笑顔の次は発声で応じる
 - ・10回中5回できたら次は8回で

『自立活動の指導の手引き』（平成25年 山口県教育委員会）p. 16を参考に作成

手順4 具体的な指導内容の設定

⑥必要な項目の選定

⑦項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧具体的な指導内容の設定

指導内容は、指導目標を達成するために、困難さの原因や児童生徒の興味・関心、特性等をふまえて設定していくものです。



指導目標の達成のために「何を」扱うのか、その中身が指導内容です。仮に、同じ目標を設定した児童生徒がいたとしても、困難さの原因や児童生徒の興味の対象などが違うので、目標達成のために指導する内容は変わります。一人一人に合った指導内容を設定しましょう。

【指導内容設定のポイント】

- ★「児童生徒」が主語になる。
- ★「何を」扱うのか複数の教師で検討する。アイデアを出し合い、指導内容を決める。
- ★具体的な指導内容と6区分27項目を照らし合わせ、必要な項目を選ぶ。
- ★「〇〇のために【区分・項目】と【区分・項目】を関連付けて設定」と記載し、判断の根拠を示す。



ポイント

指導内容を設定した後は、指導の手立て、指導場面を設定しましょう。

【指導の手立て】：具体的な関わり方や環境設定等、必要な配慮

【指導場面】：どの場面で扱うのか。自立活動の時間、各教科等の時間、トイレ、休み時間など具体的な場面

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定 ⑧ 具体的な項目を関連付ける段階		
<指導内容>	<指導内容>	<指導内容>
<指導の手立て>	<指導の手立て>	<指導の手立て>
<指導の場面>	<指導の場面>	<指導の場面>

- ← 「児童生徒」が主語
- ← 「教師」が主語
- ← どの場面で扱うのか具体的な場面

第46回日本肢体不自由教育研究大会（令和4年）「セミナーA2自立活動の指導の課題設定と評価」演習資料を基に作成

指導内容の設定で、自立活動の内容6区分27項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付ける際の配慮事項は以下の通りです。

【具体的な指導内容を設定する際の配慮事項】

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部） 第7章の2（3）

ア 主体的に取り組む指導内容

児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

エ 自ら環境と関わり合う指導内容

幼児が意欲的に感じ取ろうとしたり、気が付いたり、表現したりすることができるような指導内容を取り上げること。

オ 自ら環境を整える指導内容

個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

カ 自己選択・自己決定を促す指導内容

個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

キ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

ポイント

区分・項目同士を関連付ける際は、「第1章（3）肢体不自由のある児童生徒の特性【状態と区分・項目の関連例】（pp. 4-5）」や「第2章（1）指導の基本（pp. 29-30）」を参考にすると、必要な区分・項目が見えやすくなります。

特定の区分に偏っていないか、他に必要な区分・項目はないかを確認しましょう。

手順5 評価

自立活動の評価は、以下の点を明確にしようとするものです。

- ・実際の指導が指導目標に照らしてどのように行われたか
- ・児童生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているか
- ・児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいか



自立活動の指導は、児童生徒の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われます。しかし、児童生徒にとって的確な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。**学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図ることが重要です。**

『自立活動編』では、学習評価のポイントが以下のように示されています。

- 指導目標を設定する段階で、児童生徒の実態に即し、その到達状況を具体的に捉えておくこと
- 教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、児童生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付けること
- 教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めること
- 多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等との連携を図っていくこと
- 保護者に、学習状況や結果の評価について説明し、児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めること
- 児童生徒の実態に応じて、学習前、学習中、あるいは学習後に、自己評価を取り入れること

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）第7章の2（4）を基に作成



指導目標の達成状況を評価するために、[評価規準]と[評価基準]を設定しておく方法があります。

[評価規準]: 「何を評価するのか」という質的な判断の根拠…**指導目標**

[評価基準]: 「具体的な姿（どの場面で、何を、どれくらい、どうする）」であり、具体的な判断の根拠、到達度をABCで表記する

筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会（2022）「自立活動ハンドブック3」、ジヤース教育新社 p.25 から抜粋

評価基準を設定した場合、以下のようなシートを作成して評価していく方法もあります。

評価シートの例

目標 (評価規準)	学習内容・活動	評価基準 (B：おおむね満足できる状態)	○月	○月	○月
			○日	○日	○日
・自分の身体各部の状態に注意を向けて緊張をゆるめたり、力を入れたりできる。	○足首をゆるめる	・動かしくさに気付き、足首の力を抜くことができる。	B	A	A
	○脚を曲げ伸ばしする	・教師の示す方向の援助を受けて脚をまっすぐに伸ばす力を入れる。	B	B	A
	○躯幹をひねる	・背中・腰に入る力に気付き、抜くことができる。	B	B	B
・上体を戻した後、リラックスした状態を保てる。		B	B	B	

※到達度A：十分満足できる状況 B：おおむね満足できる状況 C：努力を要する状況

筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会（2022）「自立活動ハンドブック3」、ジアース教育新社 p.19 を参考に作成

学期の終わりや年度末に行う評価では、毎時間の授業の評価を見渡し、検討し、総合的に何がどこまでできるようになったのかを評価します。例えば、設定した評価基準に対し、Bの評価がどれくらい安定的であったかを基に見ていきましょう。

また、評価シートには、到達度だけでなく児童生徒の学習の様子や目標、指導方法の変更理由などを記述しておく、学期末や年度末の評価や引継ぎの際に生かすことができます。



チェック

児童生徒の学習の評価だけでなく、指導の評価という視点も大切です。上記の評価シートで、例えばC（努力を要する状況）の評価が続いた場合は、児童生徒の頑張りだけでなく、教師の指導の工夫が必要であると捉える必要もあります。指導の方法や環境設定を変える、もう一段手前のレベルで目標を設定するなどの工夫が考えられます。

ポイント

「自立活動の指導における目標設定シート」と「個別の指導計画」の関連

目標設定シート	個別の指導計画
【長期目標】	(自立活動の) 年間の目標
【短期目標】	(自立活動の) 学期ごとの目標

個別の指導計画とともに、目標設定シートを引き継ぐことが大切です。

(3) 自立活動の指導内容及び留意点

肢体不自由のある児童生徒の自立活動の指導にあたっては、個別の指導計画に基づいた目標、指導内容、手立て及び評価の観点を明確にし、個に応じた指導を充実させることが必要です。

『自立活動編』には、児童生徒の障がいの状態や特性に対する具体的指導内容及び留意点が示されています。次頁からは、『自立活動編』の中から肢体不自由のある児童生徒の指導に関する部分を中心に表にまとめています。指導を進める上で必要とされる事項や関連性について確認しましょう。



【表の見方】

- ・児童生徒の状況を示しています。
 - この項目を中心として考えられる具体的な指導内容例を示しています。
 - ◇この項目を中心としながら、他の項目と関連付けて設定する指導内容例を示しています。
- ※どちらも例示です。学習上又は生活上の困難が共通する場合には参考にできます。

【例】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">区分</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">項目</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">項目に関する 指導の留意事項</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">項目の中で使われている 言葉の解説ページ</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【4 環境の把握】</div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること 本項目に関する指導の留意事項 </div>			
障がいのある幼児児童生徒の場合、視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり、特定の音や光に敏感に反応したりする場合がある。			
障がい、 疾病等	・状況 ・上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい場合。	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例 ◇コンピュータ等を活用して書くことを補助することによって、学習を効果的に進めることができる。また、学習活動を通じて、例えば文字の部首や図形の特徴については、話し言葉で聞いた方が理解しやすいというような自分の得意な学習のスタイルを知り、自ら使えるように指導する。	関連する他の項目 発達の段階に見合った運動をする、自己を肯定的に捉えるためには、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【2 心理的な安定】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【3 人間関係の形成】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【5 身体の動き】</div> 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。

認知 p.13 参照

【1 健康の保持】

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』pp.51-60を基に作成

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

本項目の指導の留意事項

対象の児童生徒の1日の生活状況を把握する必要がある。特に、覚醒と睡眠のリズム、食事及び水分摂取の時間や回数・量、食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法、口腔機能の状態、排泄の時間帯・回数、方法、排泄のサインの有無などに加えて、呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間、発熱、てんかん発作の有無とその状態、嘔吐、下痢、便秘など体調に関する情報も入手しておくことが大切である。

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
障がい が 重 度 で 重 複 し て い る	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の遅れが著しく、睡眠と覚醒のリズムが不規則。 ・体力が弱い。 ・食事の量や時間、排泄の時刻が不規則。 	<ul style="list-style-type: none"> ○睡眠、食事、排泄など基礎的な生活リズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・覚醒と睡眠のリズムが不規則になりがち。 ・日中に身体を動かす活動が十分にできないことから、夜になっても眠くならず、その結果、朝起きられなくなり、昼近くになってやっと目覚めるといった状態が続く。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇家庭との連携を図って、朝決まった時刻に起きることができるようにし、日中は、身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持したり、規則正しく食事をとったりするなど生活のリズムを形成するための指導を行う必要がある。 ◇日中の活動を計画する際には、児童生徒が視覚や聴覚等の保有する感覚を活用するよう活動内容を工夫する。 ◇自分では身体を動かすことができなくても、教師が補助をして身体を動かすような活動を取り入れることによって覚醒を促すことも効果的。 	<p>生活のリズムを形成する指導を行うためには、</p> <p>【4 環境の把握】</p> <p>【5 身体の動き】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜の区別がつきにくいことから覚醒と睡眠のリズムが不規則になり、昼夜逆転した生活になることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切。 ○生活のリズムや生活習慣の形成は、日課に即した日常生活の中で指導することによって養うことができる場合が多い。 ○清潔や衛生を保つことの必要性を理解できるようにし、家庭等との密接な連携の下に不衛生にならないように日常的に心がけられるようにすることが大切。 	

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
二分脊椎		○尿路感染の予防のために排泄指導、清潔の保持、水分の補給及び定期的に検尿を行うことに関する指導をする。 ○長時間同じ座位をとることにより褥瘡（じょくそう）ができることがあるので、定期的に姿勢変換を行うよう指導する。	
進行性疾患		○病気を正しく理解し、日々の体調や病気の状態の変化に留意しながら、過度の運動及び適度な運動に対する理解や、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に留意した指導を行う必要がある。	
てんかん	・定期的な服薬により発作はコントロール出来ることが多いが、短時間意識を失う小発作の場合には発作が起きているのを本人が自覚しにくいことから、自己判断して服薬を止めてしまうことがある。	○生活のリズムの安定を図ること、過度に疲労しないようにすること、忘れずに服薬することなどが重要。 ○定期的な服薬の必要性について理解させるとともに、確実に自己管理ができるよう指導する必要がある。	病気の状態の理解を図り、自発的に生活管理を行うことができるようにするためには、 【2心理的な安定】 【6コミュニケーション】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。
	・全身がけいれんするもの、短時間意識を失うもの、急に歩き回ったり同じ行動を意味もなく繰り返したりするものなど多様である。	◇発作が疑われるような行動がみられた場合には、専門の医師に相談する必要がある。 ◇定期的な服薬の必要性について理解するとともに、服薬により多くの場合は発作をコントロールできるという安心感をもたせることも重要。	
	・他の障がいを伴っていて、障がいのため生活上の留意事項を理解し守ることや定期的な服薬が難しい場合がある。	◇個々の児童生徒のコミュニケーション手段や理解の状況、生活の状況等を踏まえて、例えば、疲労を蓄積しないことや、定期的に服薬することを具体的に指導したり、てんかんについて分かりやすく示した絵本や映像資料などを用いて理解を図ったりすることも大切。また、ストレスをためることがてんかん発作の誘因となることがあるので、情緒の安定を図るよう指導することも大切。	

てんかん		◇注意事項を守り服薬を忘れないようにするためには、周囲の人の理解や協力を得ることが有効な場合がある。そこで、児童生徒の発達の段階等に応じて、自分の病状を他の人に適切に伝えることができるようにすることも大切。	
------	--	---	--

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

本項目の指導の留意事項			
病気や事故等による身体各部の状態を理解し、自分の生活を自己管理できるようにするなどして、自分の身体を養護する力を育てていくことは極めて大切なことである。また、これらの指導は、医療との関連がある場合が多いので、必要に応じて専門の医師等の助言を得るようにしなければならない。			
障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい	/	○発達の段階に応じて、目の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図ることが必要。その上で、保有する視機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるように指導することが大切。	
聴覚障がい	/	○発達の段階に応じて、耳の構造や自己の障がいについての十分な理解を図ることが必要。その上で、補聴器等を用いる際の留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行うことが大切。	
/	・下肢断裂によって義肢を装着している場合。	○義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりすることができるようにする必要がある。	
/	・床ずれ等がある場合。	○患部への圧迫が続かないように、定期的に体位を変換することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、自分でできない場合には他の人に依頼したりできるようにすることが大切。	

筋ジストロフィー	<ul style="list-style-type: none"> 筋萎縮等により筋力が低下し、運動機能などの各機能が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導することが大切。 ◇心臓機能や呼吸機能の低下は命に関わることでため、筋肉に過度の負担をかけないように留意しつつ機能低下を予防することが重要。 ◇病気の原因や経過、進行の予防、運動の必要性、適切な運動方法や運動量などについて学習することが必要。 ◇治療方法や病気の進行、将来に関する不安等をもつことがあるので、情緒の安定に配慮した指導を行うこと。 ◇病気の進行に伴い、姿勢変換や移動、排泄などの際に周囲の人に支援を依頼することが必要になってくるので、場や状況に応じたコミュニケーション方法について学ぶことも大切。 	<p>身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導するためには、</p> <p>【2心理的な安定】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
----------	--	---	---

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視野の障がい	<ul style="list-style-type: none"> 慣れている学校内であっても環境の把握が十分ではないことがある。見える範囲が限られることにより周囲の状況把握に困難が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自分の見え方の特徴を理解した上で、部屋に置かれた様々なものの位置などを自ら触ったり、他者から教えてもらったりしながら確認することが必要。その際、ものの位置関係が把握しやすいように、順序よくていねいに確認できるようにすることが大切。また、自分にわかりやすいように整理したり、置く場所を決めたりしておくこともよい。 ◇上記などの視野の障がいを踏まえた指導を工夫するほか、必要以上に行動が消極的にならないように情緒の安定を図ることも大切。 	<p>自分の見え方に適切に応じて、自分が生活しやすいように環境を調整できるようにするためには、</p> <p>【2心理的な安定】</p> <p>【3人間関係の形成】</p> <p>【4環境の把握】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>

<p>聴覚障がい</p>	<p>・補聴器や人工内耳を装用していても、聴覚活用の状況は個々によって異なる。そのため、補聴器や人工内耳を装用して、音がどの程度聞こえ、他者の話がどの程度理解できるのかについては、聴カレベルや補聴器装用閾（いき）値のような客観的な値だけで決定されるものではない。</p>	<p>◇それぞれの発達段階に合わせて、どのような音や声が聞こえて、どのような音や声が聞き取れないのかを自分でしっかりと理解し、時と場合によって聞こえたり聞こえなかったりすることに気付かせることが重要。</p> <p>◇卒業後、自分の聞こえの状況や最も理解しやすいコミュニケーションの方法を自ら他者に伝えていくことが、聞こえる人との円滑なコミュニケーションにつながると考えられる。聴覚活用に加え、手話や筆談など、他者とコミュニケーションを図るための様々な方法があることを理解し、その中で自分が分かりやすいコミュニケーションの方法を選択できるようになることが大切。</p>	<p>聞こえの状況や聴覚障がいの特性を自ら理解し、それを他者に伝えられるようにしていくためには、</p> <p>【2心理的な安定】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
--------------	---	--	--

(5) 健康状態の維持・改善に関すること			
本項目の指導の留意事項			
<p>健康状態の維持・改善を図る指導を進めるに当たっては、主治医等から個々の児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握する必要があることから、医療機関や家庭との密接な連携を図ることが大切である。</p>			
障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
<p>障がい が 重 複 し て い る</p>	<p>・健康の状態を明確に訴えることが困難。</p>	<p>○様々な場面で健康観察を行うことにより、変化しやすい健康状態を的確に把握することが必要。その上で、例えば、乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の維持・改善に努めることが大切。</p>	
	<p>・たんの吸引等の医療的ケアを必要とする。</p>	<p>○健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要なこともあることから、養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進めることが大切。</p>	

知的障がい

・運動量が少なく、結果として肥満になったり、体力低下を招いたりする。また、心理的な要因により不登校の状態が続き、運動量が極端に少なくなったり、食欲不振の状態になったりする場合。

○障がいそのものによるのではなく、二次的な要因により体力が低下する幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、運動することへの意欲を高めながら適度な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導が必要。

コラム 排せつ指導



排せつ指導は、排せつの時間帯・回数、方法、排せつのサインの有無などの情報を把握し、児童生徒の生活習慣の形成のために行われています。

重複障がいのある児童生徒には、自分の体調を言葉で他者に伝えたり、表情やしぐさ等で明確に表現したりすることが難しいことがあります。児童生徒の体調を把握する指標として、尿や便の色、形状、回数、量などを細かく観察することが大切です。家庭と連携し、児童生徒の一日を通しての排せつの様子を把握しておくことで、体調の変化に気付く視点をもつことができます。盛岡となん支援学校では、児童生徒トイレに下図のスケールを貼り出し、教員が児童生徒の尿や便の状態をすぐに確認できるようにしています。

＜尿＞

あなたの尿は大丈夫？

尿の色による尿状態判定シート
参考ホームページ：unwiden.com

＜便＞

あなたの便は大丈夫？

便の性状（ブリストルスケール）
参考資料：H25自治体研

【2 心理的な安定】

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』 pp. 60-67を基に作成

(1) 情緒の安定に関すること

本項目の指導の留意事項

障がいのある児童生徒は、生活環境などの様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなることがある。このような場合には、環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから、睡眠、生活のリズム、体調、天気、家庭生活、人間関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図る指導をするとともに、必要に応じて環境の改善を図ることが大切である。

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
障がい が 重 複 し て い る	・情緒が安定しているかどうかを把握することが困難。	○判断の手掛かりとして「快」、「不快」の表出の状態を読み取ることが重要。そして、安定した健康状態を基盤にして「快」の感情を呼び起こし、その状態を継続できるようにするための適切な関わり方を工夫する。	
	・障がいがあることや過去の失敗経験等により、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする場合。	○機会を見つけて自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲を促すように指導する。	

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視 覚 障 が い	・場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる場合。	○教師と一緒に行動しながら徐々に慣れるように指導する。	
	・見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になることがある。	○教師が周囲の状況を説明するとともに、児童生徒が状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることが大切。 ○日ごろから一定の場所に置かれている遊具など、移動する可能性の少ないものを目印にして行動したり、自ら必要な情報を得るために身近な人に対する的確な援助を依頼したりする力などを身に付けることが大切。	

<p>視覚障がい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 見えにくさから周囲の状況を把握することが難しいため、初めての場所や周囲の変化に対して、不安になる場合がある。 	<p>◇一人一人の見え方やそれに起因する困難を踏まえた上で、周囲がどのような状況かを教師が言葉で説明したり、あらかじめ児童生徒とその場に移動して一緒に確かめたりすることによって情緒的な安定を図るようにする。その上で、児童生徒が周囲を見回したり、聴覚などの保有する感覚を活用したりして状況を把握することや、周囲の状況やその変化について教師や友達に尋ねて情報を得るようにすることなどを指導することが大切。</p>	<p>周囲の状況を理解し、状況の変化に対応していくためには、</p> <p>【2心理的な安定】 他の項目、</p> <p>【3人間関係の形成】 【4環境の把握】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
--------------	--	--	--

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

本項目の指導の留意事項

障がいによる学習上又は生活上の困難を理解し、それを改善・克服する意欲の向上を図る方法は、障がいの状態により様々であるが、指導を行うに当たっては、児童生徒の心理状態を把握した上で指導内容・方法を工夫することが必要である。

障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
筋ジストロフィー	<ul style="list-style-type: none"> 小学部低学年のころは歩行が可能であるが、年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、その後、車いす又は電動車いすの利用や酸素吸入などが必要となることが多い。 同じ病棟内の友達の病気の進行を見ていることから将来の自分の病状についても認識している場合がある。 	<p>○卒業後も視野に入れながら学習や運動において打ち込むことができることを見つけ、それに取り組むことにより、生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る指導が大切。</p>	
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な場合。 	<p>○手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障がいに伴う困難を自ら改善し得たという成就感がもてるような指導を行うことが大切。</p>	

<p>肢体不自由</p>	<p>・障がいの状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難な場合。</p>	<p>○寝返りや腕の上げ下げなど、運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行うことが、自己を確立し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を育てることにつながる。</p>	
	<p>・障がいに起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある児童生徒。</p>	<p>○同じ障がいのある者同士の自然なかかわりを大切にし、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にできるようにして、心理的な安定を図り、障がいによる困難な状態を改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てることが大切。</p>	
<p>聴覚障がい</p>	<p>・人とのコミュニケーションを円滑に行うことができなかつたり、音声のみの指示や発語を理解することができなかつたりするため、学習場面や生活場面において、人とかわることや新しい体験をすることに對して、消極的になってしまうことがある。</p>	<p>◇自分自身の聞こえにくさによって、人とかわる際にどのような困難さが生じるのかや新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいのかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てることが重要。</p>	<p>障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図るためには、</p> <p>【1 健康の保持】</p> <p>【4 環境の把握】</p> <p>【6 コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
<p>知的障がい</p>	<p>・コミュニケーションが苦手で、人と関わることに消極的になつたり、受け身的な態度になつたりすることがある。</p>	<p>◇要因としては、音声言語が不明瞭だつたり、相手の言葉が理解できなかつたりすることに加えて、失敗経験から人と関わることに自信がもてなかつたり、周囲の人への依存心が強かつたりすることなどが考えられる。</p> <p>◇まずは、自分の考えや要求が伝わつたり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ね、自ら積極的に人と関わろうとする意欲を育てることが大切。その上で、言語の表出に関することやコミュニケーション手段の選択と活用に関することなどの指導をすることが大切。</p>	<p>主体的に学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図るためには、</p> <p>【4 環境の把握】</p> <p>【6 コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>

コラム 障がいとは



特別支援教育の対象とされる障がいは下記のように、それぞれ規定されています。

学校・学級		障がい種
特別支援学校		視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）
小・中学校	特別支援学級	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい
	通常の学級 （通級による指導）	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱

また、福祉の視点からみると、下記のように規定されています。

【障害者総合支援法の対象となる「障害者」】

1	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
2	知的障害者福祉法にいう知的障害者
3	精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者 （発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
4	治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

*これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。（児童福祉法第4条第2項）

身体障害者福祉法第4条では、「この法律において、『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」とされています。ここでいう「身体上の障害」とは、下記の通りです。

- ①視覚障害
- ②聴覚又平衡機能の障害
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④肢体不自由
- ⑤心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

また、「④肢体不自由」には、上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能、移動機能）があります。

以上のように、「肢体不自由」といっても障がいの部位や程度、障がいの原因となった疾病も様々であることが分かります。肢体不自由のある児童生徒の教育にあたっては、障がい名や疾病名だけでなく、一人一人の障がいによる困難さに目を向けて、指導や支援を行っていくことが大切です。

【3人間関係の形成】

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』pp. 67-72を基に作成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

本項目の指導の留意事項

人に対する基本的な信頼感は、乳幼児期の親子の愛着関係の形成を通してはぐくまれ、成長に伴い様々な人との相互作用を通して対象を広げていく。障がいのある児童生徒は、障がいによる様々な要因から、基本的な信頼感の形成が難しい場合がある。

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
重度の障がい	・人に対する認識がまだ十分に育っておらず、他者からの働き掛けに反応が乏しい場合。	○抱いて揺さぶるなど児童生徒が好むかかわりを繰り返し行って、かかわる者の存在に気付くことができるようにすることが必要。 ○身近な人と親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやりとりを広げていくようにすることが大切。	
視覚障がい	・相手の顔が見えない、あるいは見えにくいために、他者とのかかわりが消極的、受動的になってしまう傾向が見られる。	◇だれかが話し掛けてきた場面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行うことが大切。 ◇その場の状況の変化が分からない場合は、必要に応じて、友達や周りにいる人に問いかけるなど、積極的に他者とかかわろうとする態度や習慣を養うように指導することが大切。	他者との積極的なやりとりを促すためには、 【2心理的な安定】 【6コミュニケーション】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

本項目の指導の留意事項

他者の意図や感情を理解する力は、多くの人々とのかかわりや様々な経験を通して次第に形成されるものである。しかし、障がいのある児童生徒の中には、単に経験を積むだけでは、相手の意図や感情を捉えることが難しい者も見られる。

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい	・相手の表情を視覚的にとらえることが困難であるために、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。	○聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養うように指導することが大切。	

<p>聴覚障がい</p>	<p>・聴覚的な情報を入手しにくいことから、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心的にとらえられたりしやすいことがある。</p>	<p>◇本当は嫌な気持ちを抱いていても、場面によっては、笑い顔になってしまうこともある。そのようなときに、聴覚障がいのある児童生徒が、笑っているという表情だけから相手が喜んでいと受け止めてしまうと、相手の感情に応じて適切に行動できないことがある。</p> <p>◇会話による補完が十分にできないため目の前の状況だけで判断しがちなことがあるが、そこに至るまでの状況の推移についても振り返りながら、順序立てて考えるなど、出来事の流れてに基づいて総合的に判断する経験を積ませることも必要。その際には、聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握することも必要になる。</p>	<p>相手の感情や真意を理解できるようにするためには、</p> <p>【2心理的な安定】</p> <p>【4環境の把握】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
--------------	---	---	--

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること			
本項目の指導の留意事項			
<p>自己に対する知識やイメージは、様々な経験や他者との比較を通じて形成されていく。障がいのある児童生徒は、障がいによる認知上の困難や経験の不足等から自己の理解が十分でない場合がある。また、経験が少ないことや課題に取り組んでもできなかった経験などから、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている場合がある。その結果、活動が消極的になったり、活動から逃避したりすることがあるので、早期から成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的に捉えられるように指導することが重要である。</p>			
障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
知的障がい	<p>・過去の失敗経験等の積み重ねにより、自己に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。</p>	<p>○まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことが大切。</p>	
肢体不自由	<p>・経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがある。</p>	<p>○自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して援助を受けることなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要。</p>	


(4) 集団への参加の基礎に関すること			
本項目の指導の留意事項			
見たり聞いたりして情報を得ることや、集団に参加するための手順やきまりを理解することが難しいことから、集団生活に適応できないことがある。			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい	・目で見ればすぐに分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけないことがある。	○あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする必要がある。	
聴覚障がい	・場面や相手によっては、行われている会話等の情報を的確に把握できにくいことがある。そのために、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合がある。	○会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導することが大切。	


【4 環境の把握】

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』 pp. 72-83を基に作成

第2章

(1) 保有する感覚の活用に関すること

障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい	<p>感覚参照  p.13</p>	<p>○聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視覚を最大限に活用するとともに、その他の感覚も十分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行うことが重要。</p> <p>○ある目的地に行くための歩行指導において、目的地の途中にあるパン屋のにおいが自分の位置を判断する手掛かりになったり、理科の実験において、化学変化の様子がにおいの変化で分かたりすることもある。においも学習や日常生活に必要な情報となるので、様々なにおいを体験したり、知っているにおいを言葉で表現したりできるように、様々な機会に指導することが大切。</p>	
聴覚障がい		<p>○補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要。</p> <p>○場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切。</p>	
肢体不自由	<p>・運動・動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展などに制限や偏りがあり、自分自身の体位や動きを把握し、調整することに困難が見られる。</p>	<p>○自分自身の体位や動きについて、視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして、自分の身体を正しく調整することができる力を身に付けることが大切。</p>	

<p>障がいが重度で重複している</p>		<p>○視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る<u>固有覚</u>や<u>前庭覚</u>を活用できるようにすることも考慮する。</p> <p>○個々の感覚ごとにとらえるだけでなく、相互に関連付けてとらえることが重要。例えば、玩具を手に持って目の前で振っている状態は、玩具の色や形を視覚で、かたさやなめらかさを触覚で感じているほか、よく見ようとして姿勢を変化させ、玩具を握ったり振ったりするために、筋や関節を絶えず調整しているととらえることができる。つまり、様々な感覚を関連させながら運動・動作を行っているのである。したがって、個々の感覚の状態とその活用の仕方を実確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の工夫を工夫することが大切。</p>	<p>固有覚 前庭覚 参照  p. 13、p. 71</p>
	<p>・視覚や聴覚への働き掛けに対して明確な応答が見られない場合。</p>	<p>◇教師が抱きかかえて揺らしてみると笑顔が見られることがある。これは、スキンシップによる触覚や揺れの感覚が、快の感情をもたらしているものと考えられる。そうした働き掛けに加えて、玩具を見せたり言葉掛けをしたりするなど視覚や聴覚の活用を促すことも大切。</p> <p>◇適度な揺さぶりの中で視覚や聴覚に対する働き掛けも心地よく受け止められるようになったら、目の前に音の出る玩具などを示し、音を聞きながら目で玩具を追ったり、音の方に顔を向けて玩具を見つめたりできるように働き掛けを発展させていく。</p> <p>◇次のステップでは、その玩具に手を触れさせて、自分の手を動かして音を出したり、音の出る玩具を目で見つめて手を伸ばして取ったりという動作を誘発させていく。</p> <p>◇細かなステップを追って、視覚と聴覚を協調させたり、視覚と手の運動を協調させたりする指導が求められる。</p>	<p>保有する感覚の活用を促すためには、</p> <p>【5身体の動き】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>




(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること			
本項目の指導の留意事項			
障がいのある児童生徒の場合、視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり、特定の音や光に敏感に反応したりする場合がある。			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい	・障がいの特性により屋外だけでなく屋内においても蛍光灯などにまぶしさを強く感じることもある。	○遮光眼鏡を装用するよう指導するとともに、その習慣化を図ることが大切。 ○室内における見えやすい明るさを必要に応じて他者に伝えたり、カーテンで明るさを調整したりできるように指導することが大切。	
脳性疾患	・個々の認知の特性により、言葉や数の学習で困難を示すことがある。	○認知面において不得意なことがある一方で得意な方法をもっていることも多い。例えば、聴覚からの情報は理解しにくくても、視覚からの情報は優れている場合がある。 ○児童生徒一人一人の認知の特性に応じた指導方法を工夫し、不得意なことを少しずつ改善できるよう指導するとともに、得意な方法を積極的に活用するよう指導することも大切。	
脳性まひ	・文字や図形を正しくとらえることが困難な場合。	◇数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しい場合、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的。	これらの指導においては、 【2心理的な安定】 【3人間関係の形成】 【5身体の動き】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。
	・上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい場合。	◇コンピュータ等を活用して書くことを補助することによって、学習を効果的に進めることができる。また、学習活動を通じて、例えば文字の部首や図形の特徴については、話し言葉で聞いた方が理解しやすいというような自分の得意な学習のスタイルを知り、自ら使えるように指導する。	


<p>脳性まひ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体の動かし方にぎこちなさがある場合。リコーダーを吹くなどの指先を細かく動かす活動や、水泳などの全身を協調して動かす運動を苦手とすることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇要因としては、固有覚や前庭覚の発達の段階等によるものが考えられる。 ◇個々の児童生徒の発達の段階を把握した上で、現在できている動作がより確実にできるように取り組むとともに、指や身体を、一つ一つ確かめながらゆっくり動かすようにするなど、発達の段階に見合った運動から行うようにする。 ◇固有覚や前庭覚の発達を促す指導においては、児童生徒が「できた」という経験と自信をもてるようにし、自己を肯定的にとらえることができるようにする。 	
-------------	--	---	--

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること			
本項目の指導の留意事項			
<p>個々の児童生徒の障がいの状態や発達の段階、興味・関心等に応じて、将来の社会生活等に結び付くように補助及び代行手段の適切な活用に努めることが大切である。</p>			
障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
<p>視覚障がい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな文字など細かなものや遠くのものを読み取ることが難しいことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠用・近用などの各種の弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具、タブレット型端末などを効果的に活用できるように指導することが大切。 ○明るさの変化を音の変化に変える感光器のように視覚以外の感覚で確認できる機器を必要に応じて活用できるように指導することも大切。 	
<p>聴覚障がい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器や人工内耳を装着していても、音や他者の話を完全に聞き取れるわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚活用に加えて、視覚を通じた情報の収集が考えられる。視覚を活用した情報収集の方法としては、手話や指文字、キュード・スピーチ(話し言葉の音韻を五つの母音口形と子音を手指で表す記号(キュー)との組み合わせで表現する方法又はキューサインなど)、口形、読話(相手の口形や表情を基にして理解する方法)などがあり、それぞれの特徴や機能を理解していくことが重要である。その上で、児童生徒が個々の障がいの状態に応じて、聴覚以外の感覚を適切に活用できる力を養うことが大切。 	

<p>弱視</p>	<p>・遠くの文字が見えにくかったり、本などを読むのに時間がかかったりする場合。</p>	<p>◇遠用・近用などの各種の弱視レンズなどを使いこなすための指導を行うことが大切。例えば、動いているバスの行き先表示や時刻表、街頭の標識などの方向に素早くレンズを向け、細かなピント合わせをするよう発達の段階に応じて指導したり、表やグラフの読み取りのため、ルーペを速く正確に動かして数値などを把握する指導をしたりする必要がある。これらの指導は、緻密な作業を円滑に遂行する能力を高める指導と関連付けて行うことが大切。</p> <p>◇思春期になると周囲の人から見られることを気にして弱視レンズの使用をためらうことがある。そこで、低学年から各種の弱視レンズなどを使ってよく見える体験を繰り返すとともに、障がいへの理解を図り、障がいによる困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する指導を行うことが大切。</p>	<p>保有する視覚を用いて各種の弱視レンズなどを活用したり、他の感覚や機器で代行したりするためには、</p> <p>【2心理的な安定】</p> <p>【5身体の動き】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
-----------	--	---	--

<p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること</p>			
<p>本項目の指導の留意事項</p>			
<p>視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して、周囲の状況を把握できるようにすることが大切である。</p>			
<p>障がい、疾病等</p>	<p>・状況</p>	<p>○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例</p>	<p>関連する他の項目</p>
<p>聴覚障がい</p>	<p>・補聴器等を通して得られた情報だけでは、周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難な場合。</p>	<p>○補聴器の活用の仕方によって、音の方向のとらえ方に違いが生じることもある。そこで、身の回りの音を聞き取り、様子や言葉を理解する場合には、視覚や嗅覚などの感覚も総合的に活用する指導が必要。</p> <p>○情報を的確に収集するとともに、様々な感覚をいかに活用するかについても考えさせることが大切。</p>	

知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> 自分の身体に対する意識や<u>概念</u>が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりすることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体の各部位を意識して動かしたり、身体の各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりするなど、自分の身体に対する意識を高めながら、自分の身体が基点となって位置、方向、遠近の概念の形成につなげられるように指導することが大切。 	<p>概念参照 p.13 </p>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 動く対象物に手を伸ばしてそれをつかむなどといった目と手を協応させた活動が難しい場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇要因として、興味をもって見る対象が限られていることや、頭部が安定せずに対象を一定時間見続けることができないことが考えられる。 ◇頭部を安定させるための補助具を活用したり、前腕で上体を支えやすくする姿勢の保持を工夫したりするなどして、目の前に置かれた興味のある玩具を注視したり、ゆっくり動く教材などを追視したりする力を高めていくことが大切。 ◇見ていた対象物に手を伸ばして、倒したり転がしたりするなかで、物を操作する経験を重ね、目で手の動きを追うような力をつけていくことも必要。 	<p>保有している感覚を活用して周囲の状況を把握していくためには、</p> <p>【4 環境の把握】 他の項目、</p> <p>【5 身体の動き】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>

(5) <u>認知や行動の手掛かりとなる概念</u> の形成に関すること			
障がい、疾病等	状況	具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 身体の動きの制限により、上下、前後、左右、遠近等の概念の形成が十分図られず、空間における自分と対象の位置関係を理解することが困難な場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の各部位を確認するような活動を通して、自分の身体に対する意識を明確にするとともに、行動の基準を言葉で確認しながら、空間概念の形成を図ること。 	<p>認知や行動の手掛かりとなる概念参照 p.13 </p>

<p>肢体不自由</p>	<p>・ものの機能や属性、形、色、音を分類する基礎的な概念の形成を図ることが難しい場合。</p>	<p>◇要因としては、上肢機能や手指動作のぎこちなさの他に、見えにくさや聞こえにくさなどを有していることが少なくないことが考えられる。</p> <p>◇児童生徒が手掛かりとしやすい情報の提示方法を明らかにして、多くのものに関わらせ、それぞれのものの特徴を把握させることが大切。</p> <p>◇はじめて関わるものについては、教師がその特徴を言語化して伝えることで予測する力を育てることができる。例えば、言葉の理解が難しいものの、特定の色を分類できる児童生徒の場合には、教室から体育館までの経路の要所に特定の色を提示して、それを手掛かりに体育館まで一人で移動をすることが考えられる。</p>	<p>基礎的な概念を形成していくためには、</p> <p>【4環境の把握】 他の項目、</p> <p>【5身体の動き】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
<p>知的障がい</p>	<p>・概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりすることがある。</p>	<p>○興味・関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりすることで、確実に概念の形成につなげていくように指導することが大切。</p>	

コラム 姿勢づくり



「第1章(6) 姿勢や身体の動き (p.14)」にもあるように、「姿勢」はあらゆる運動・動作の基礎であり、肢体不自由のある児童生徒がより良い学校生活を送るために大切なポイントのひとつであるといえます。なぜ姿勢づくりが大切なのでしょう？



私たちは、ずっと同じ姿勢でいることはなく、姿勢変換を繰り返しています。しかし、肢体不自由のある児童生徒は自分で身体を動かすことができなかったり、姿勢の崩れを自分で修正できなかったりすることもあります。

学習や遊び、食事など様々な場面において無理なく活動に取り組むことができるように、目的や活動に応じた姿勢づくりを行うことが大切です。そのためにも、児童生徒が今とることができている姿勢を失わないこと、とることができる姿勢を増やしていくことが重要です。



【5 身体の動き】


『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』 pp. 83-91を基に作成

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること			
本項目の指導の留意事項			
必要に応じて医師等の専門家との十分な連携を図ることが大切である。			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
肢体不自由	・基本動作が未習得であったり、間違っ て身に付けてしまっ たりしているために、 生活動作や作業動作 を十分に行うことが できない場合。	○個々の児童生徒の運動・動作の状態に即 した指導を行うことが大切。例えば、全身 又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場 合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合 には、適度な緊張状態をつくりだしたり することができるような指導が必要。	姿勢参照 p.14  基本動作参照 p.14 
ロ フ イ ー ス ト		○関節拘縮や変形予防のための筋力の維持 を図る適度な運動が必要。	
知的障 がい	・知的発達の程度に比 較して、身体の部位 を適切に動かしたり、 指示を聞いて姿勢 を変えたりすること が困難。	○より基本的な動きの指導から始め、徐々 に複雑な動きを指導することが考えられ る。次第に、目的の動きに近づけていく ことにより、必要な運動・動作が児童 生徒に確実に身に付くよう指導するこ とが重要。	
視覚障 がい	・身体の動き等を模倣 することを通して基 本的な運動・動作を 習得することが困難 であることが多い。	○姿勢や身体の動きについて、教師の身 体や模型などに直接接触させて確認さ せた後、児童生徒が自分の身体を実際 に使って、その姿勢や動きを繰り返 し学習するとともに、その都度教師 が、口頭で説明したり、手を添えたり するなどして、正しい姿勢の保持や 運動・動作を習得することが大切。	


(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること			
本項目の指導の留意事項			
つえ、歩行器、車いす及び白杖等の活用にあたっては、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の協力や助言を得ることが大切である。			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
	・補助用具を必要とする場合。	○目的や用途に応じて適切な用具を選び、 十分に使いこなせるように指導する必 要がある。	

	<ul style="list-style-type: none"> 補助用具を必要とする場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助用具を調整したりすることを指導することも大切。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの使用が度重なることにより、立位を保持する能力の低下を来す場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助用具の使用の仕方を工夫し、児童生徒の身体の動きの維持や習得を妨げないように十分留意する。 ○つえ、歩行器、車いす及び白杖等の活用に当たっては、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の協力や助言を得ることが大切。 	
障がいが重度で重複している	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で自由に姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが困難なことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇横になったままの状態が続くことは、筋や骨格、内臓等の発達の上でも望ましくないことから、補助用具を活用するなどしていろいろな姿勢をとることが大切。 ◇座位をとることが可能ならば、骨盤を安定させるための装置や体幹を支えるためのベルトなどが付いたいすを活用すると効果的である。しかし、単にいすを用意してベルト等を装着するだけでよいわけではなく、頭を上げる、背筋を伸ばすなど自分の身体を操作して座位を保つことを指導しなければならない。また、身体を起こした状態を維持するためには、積極的に見ようとしたり触ろうとしたりすることが必要。児童生徒が視覚や触覚などを積極的に活用するように、教材・教具や環境の設定を工夫することが大切。 	<p>いろいろな姿勢を保持するために補助用具を活用するためには、</p> <p>【5身体の動き】 他の項目、</p> <p>【4環境の把握】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

障がい、疾病等	状況	具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動・動作が極めて困難で、日常生活に必要な基本動作のほとんどを援助に頼っている場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行うことが必要。 	<p>日常生活の諸動作の基礎 参照 </p> <p>p. 14</p>

<p>知的障がい</p>	<p>・知的発達^①の程度等に比較して、衣服の着脱におけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。</p>	<p>◇要因としては、目と手指の協応動作の困難さや巧緻性、持続性の困難さなどの他、認知面及び運動面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。このような場合には、児童生徒が意欲的に活動に取り組み、道具等の使用に慣れていけるよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮することが大切。</p> <p>◇課題の難易度を考慮しながら、例えば、衣服の着脱では、ボタンはめの前にボタン外しから取り組むことや、ボタンや穴の大きさを徐々に小さくすること、はさみを使用する際には、切る長さを徐々に長くしたり、直線から曲線など切る形を変えたりすることなどの日常生活に必要な基本動作を指導していくことが大切。</p>	<p>衣服の着脱におけるボタンはめなどや、はさみなどの道具を円滑に操作するためには</p> <p>【4環境の把握】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
--------------	---	--	---

移動 p.14 参照 

(4) 身体の移動能力に関すること			
障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
視覚障がい		<p>○発達の段階に応じて、伝い歩きやガイド歩行、基本的な白杖の操作技術、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるように指導することが重要。</p> <p>○弱視の児童生徒の場合は、白杖を用いた歩行の際に、保有する視覚を十分に活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要。</p>	
	・筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない場合。	○歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、歩行が困難な場合には、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する必要がある。	

	<p>・運動・動作が極めて困難な場合。</p>	<p>○寝返りや腹這いによる移動だけでなく、それらも含めた基本動作のすべての改善及び習得を目指す必要がある。したがって、姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえて児童生徒に適した移動の方法を選択することが大切。</p> <p>○寝返りや腹這いができなくても、姿勢を保持することができるようならば、移動を補助する手段の活用が考えられる。</p> <p>○障がいの状態や発達の段階によっては、学校外での移動や、交通機関の利用の際に、一人での移動が困難な場合もある。社会的な場面における移動能力を総合的に把握し、実際の場面で有効に生かされるよう指導することが大切。例えば、駅など危険が予想される場所を歩く場合に、ためらわずに駅員や周囲の人に援助を依頼することなど、安全が確保できる方法を十分に理解し、身に付けておくことが重要。</p>	
<p>肢体不自由</p>		<p>◇車いすを利用して外出する場合、車いすの操作に慣れるとともに、目的地まで車いすを操作し続けるための体力がなければならぬ。</p> <p>◇目的地までの距離や段差の状況などを調べ、自分の車いすを操作する力を考慮して一人で行けるかどうかを判断し、一人で行くことが難しい場合には、援助者を探して依頼することが必要となる。また、実際に外出した際には、途中で通行人に道を尋ねたり、路上にある障がい物を取り除いてもらったりすることも考えられる。そのため、周囲にいる人に質問をしたり、依頼をしたりするコミュニケーションについても習熟しておくことが大切。</p>	<p>目的地まで一人で移動できるようにするためには、</p> <p>【4環境の把握】</p> <p>【6コミュニケーション】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

本項目の指導の留意事項

作業に必要な基本動作を習得するためには、姿勢保持と上肢の基本動作の習得が前提として必要である。つまり、自分一人で、あるいは補助的手段を活用して座位保持ができ、机上で上肢を曲げたり伸ばしたり、ものを握ったり放したりするなどの動作ができなければならない。

また、作業を円滑に遂行する能力を高めるためには、両手の協応や目と手の協応の上に、正確さや速さ、持続性などの向上が必要である。さらに、その正確さと速さを維持し、条件が変わっても持続して作業を行うことができるようにする必要がある。

障がいの状態によっては、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、作業に必要な基本動作の習得や巧緻性、敏捷性の向上を図るとともに、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるよう指導することが大切である。

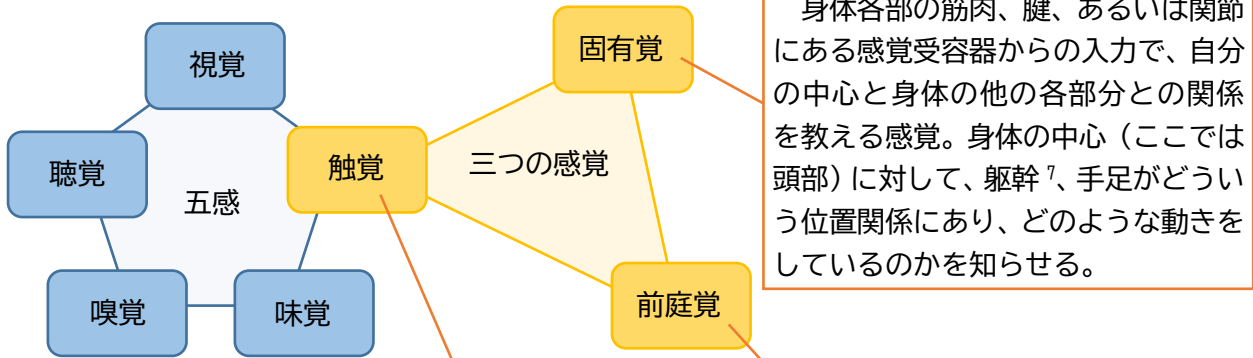
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
肢体不自由	・左右を協調させた上肢操作のぎこちなさのため、ひもをつまんだり、交差させたりしてひもを結ぶことが困難。	○指の曲げ伸ばしをしたり、指を対向させたりするような物を介さない基本的な動きを取り入れるとともに、必要に応じて片方のひもを押さえておく補助具を活用することが有効。	
知的障がい	・粗大な運動・動作には問題は見られないものの、細かい手先を使った作業の遂行が難しかったり、その持続が難しかったりすることがある。	◇要因としては、自分の身体の各部位への意識が十分に高まっていないことや、両手や目と手の協応動作の困難さ、巧緻性や持続性の困難さなど、認知面及び運動・動作面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。また、見通しがもちにくいことから持続するのが難しいことも考えられる。 ◇手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、児童生徒が両手や目と手の協応動作などができるように指導することが大切。その際、単に訓練的な活動とならないよう、児童生徒が、興味や関心のもてる内容や課題を工夫し、楽しんで取り組めるようにしたり、ものづくりをとおして、他者から認められ、達成感が得られるようにしたりするなど、意欲的に取り組めるようにすることが大切。	細かい手先を使った作業を遂行するためには、 【4環境の把握】 等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。

コラム 感覚統合



「第1章（5）感覚と認知について（p.13）」にもあるように、私たちは身体の内外からの刺激を様々な感覚器官を通して捉えています。

「五感」と言われる「視覚」、「聴覚」、「嗅覚」、「味覚」、「触覚」は自分で意識しやすい感覚です。一方、自分であまり意識せずに使っている感覚に「固有覚」「前庭覚」があります。



身体各部の筋肉、腱、あるいは関節にある感覚受容器からの入力で、自分の中心と身体他の各部分との関係を教える感覚。身体を中心（ここでは頭部）に対して、躯幹⁷、手足がどのような位置関係にあり、どのような動きをしているのかを知らせる。

自覚しやすい感覚だが、一部は自覚しにくい。実際に触れて感じる「識別系」の機能、無意識に使っている本能的な「原始系」の機能がある。
 「原始系」は対象物が自分にとって有害なものかどうかを瞬時に判断し、防衛行動や闘争行動、取り込み行動のいずれかのスイッチを入れる。
 「識別系」「原始系」の2つのバランスが大事。

内耳の前庭にあり、環境と自分の関係を教える感覚。重力と動きから、今傾いているのか、まっすぐなのか、停止しているのか、動き出しているのか、止まりつつあるのか、登っているのか、落下しているのかなどを知らせる。平衡感覚とも言われる。

脳が内外からのたくさんの刺激を有効に利用できるように、能率的に組み合わせることを「感覚統合」といいます。感覚統合は、発達の重要な基礎であり、子ども時代の日常生活の遊びや生活の中で完成されていきます。しかし、子どもによっては感覚統合がうまくいかない場合があり、生活上にも困難さが生じやすくなるとされています。





⁷ 躯幹（くかん）：頭と手足を除いた胴体部分

【6 コミュニケーション】

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）（平成30年4月）』 pp. 92-102を基に作成

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障がい、 疾病等	・ 状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
障がい が重度で重複している	<p>コミュニケーション p. 15 参照 </p> <p>基礎的能力を育てる p. 15 参照 </p>	<p>○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例</p> <p>○話し言葉によるコミュニケーションにこだわらず、本人にとって可能な手段を講じて、より円滑なコミュニケーションを図る必要がある。周囲の者は、児童生徒の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察することにより、その意図を理解する必要がある。したがって、まずは双方向のコミュニケーションが成立することを目指して、それに必要な<u>基礎的能力</u>を育てることが大切。これらのことは、いわばコミュニケーションの発達における初期の活動を高める事柄であって、認知の発達、言語概念の形成、社会性の育成及び意欲の向上と関連していることに留意する必要がある。</p>	
言語発達に遅れがある	<p>・ 語彙が少ないため自分の考えや気持ちを的確に言葉にできないことや相手の質問に答えられないことなどがある。</p>	<p>○児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、ことばのやりとりを楽しんだりすることが必要。</p> <p>○言語による直接的な指導以外に、絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりの楽しさを知り、コミュニケーションの基礎を作ることが大切。</p>	
知的障がい	<p>・ 自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくい。</p>	<p>○自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げるとともに、人とのやりとりや人と協力して遂行するゲームなどをしたりするなど、認知発達や社会性の育成を促す学習などを通して、自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりして適切なかかわりができるように指導することが大切。</p>	

<p>知的障がい</p>	<p>・発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができるが、発声や指さし、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できないことがある。</p>	<p>◇児童生徒が欲しいものを要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、児童生徒が、様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切。</p>	<p>コミュニケーションの基礎的能力に関する指導においては、</p> <p>【3人間関係の形成】</p> <p>【5身体の動き】</p> <p>等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。</p>
--------------	---	--	---

(2) 言語の受容と表出に関すること

本項目の指導の留意事項

意思が相手に伝わるためには、伝える側が意思を表現する方法をもち、それを受け取る側もその方法を身に付けておく必要がある。このように言語を受容したり、表出したりするための一般的な方法は音声や文字であるが、児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて、身振りや表情、指示、具体物の提示等非言語的な方法を用いる必要がある場合もある。

障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
<p>脳性まひ</p>	<p>・言語障がいを伴うことがあるが、その多くは意思の表出の困難。</p> <p>・内言語や言葉の理解には困難はないが、話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりすることがある。</p>	<p>○発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促すことが大切。</p>	
<p>聴覚障がい</p>	<p>／</p>	<p>○言葉を受容する感覚として視覚と保有する聴覚とがある。しかし、言葉の意味は単に視覚や聴覚による刺激を与えるだけで獲得されるわけではない。言葉を構成している音節や音韻の構造、あるいは文字に関する知識等を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に適切に伝えていくことが大切。</p>	

聴覚障がい		<p>○意思の表出の手段の一つとして音声があるが、児童生徒の障がいの状態によって、その明瞭度は異なっている。したがって、こうしたことに配慮しつつ、音声だけでなく身振りを状況に応じて活用し、さらに、手話・指文字や文字等を活用して、児童生徒が主体的に自分の意思を表出できるような機会を設けることが大切。</p>	
-------	--	---	--

(3) 言語の形成と活用に関すること			
本項目の指導の留意事項			
<p>コミュニケーションは、相手からの言葉や身振り、その方法による信号を受容し、それを具体的な事物や現象と結び付けて理解することによって始まる。したがって、言語の形成については、言語の受容と併せて指導内容・方法を工夫することが必要である。その際には、語彙や文法体系の習得に努めるとともに、それらを通して言語の概念の形成されることに留意する必要がある。</p>			
障がい、 疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
障がいの状態が 重度	<p>・話し言葉を用いることができず、限られた音声しか出せないことが多い。</p>	<p>○掛け声や擬音・擬声語等を遊びや学習、生活の中に取り入れて、自発的な発声・発語を促すようにすることも考えられる。 ○物語や絵本を身振りなどを交えて読み聞かせることも大切。</p>	
遅れがある 言語発達に	<p>・語彙が少ないため自分の考えや気持ちを的確に言葉にできないことや相手の質問に的確に答えられないことなどがある。</p>	<p>○児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、言葉のやりとりを楽しんだりすることが必要。 ○言語による直接的な指導以外に、絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりや楽しさを知り、コミュニケーションの基礎的能力に関する項目と関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切。</p>	

言語発達に遅れがある

・コミュニケーションを円滑に行うことが難しい。

◇要因としては、話す、聞く等の言語機能に発達の遅れや偏りがあるために、結果的に乳幼児期のコミュニケーションが十分に行われなかったことや言語環境が不十分なことが考えられる。

◇自立活動担当の教師との安心できる場で言葉遊びを行ったり、作業や体験的な活動を取り入れたりすることが大切。また、語彙の習得や上位概念、属性、関連語等の言語概念の形成には、生活体験を通して、様々な事物を関連付けながら言語化を行うことが大切。

◇課題の設定を工夫して児童生徒に「できた」という経験と自信をもたせ、コミュニケーションに対する意欲を高め、言葉を生活の中で生かせるようにしていくことが大切。

コミュニケーションを通して適切な言語概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けるようにするために、

【2心理的な安定】

【3人間関係の形成】

等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を考える。

コミュニケーション手段

p.15

参照



(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

本項目の指導の留意事項

音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解ができる児童生徒の場合、筆談で相手に自分の意思を伝えたり、文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って、自分の意思を表出したりすることができる。なお、音声言語による表出が難しく、しかも、上肢の運動・動作に困難が見られる場合には、下肢や舌、顎の先端等でこれらの機器等を操作できるようにする工夫が必要である。

障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
知的障がい	・対人関係における緊張や記憶の保持などの困難さ、適切に意思を伝えることが難しい。	○タブレット型端末に入れた写真や手順表などの情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真など、代替手段を選択し活用したコミュニケーションができるようにしていくことが大切。	
肢体不自由	・上肢操作の制限から、文字を書いたりキーボードで入力したりすることが困難。	○画面を一定時間見るために頭部を保持しながら、文字盤の中から自分が伝えたい文字を見ることで入力のできるコンピュータ等の情報機器を活用し、他者に伝える成功体験を重ねることが大切。	

進行性の病気	・症状が進行して言葉による表出が困難になる。	○今後の進行状況を見極め、今までできていたことができなくなることによる自己肯定感(自己を肯定的に捉える感情)の低下への心のケアに留意するとともに、コミュニケーション手段を本人と一緒に考え、自己選択・自己決定の機会を確保しながらコミュニケーション手段を活用する力を獲得していくことも大切。	
--------	------------------------	---	--

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

本項目の指導の留意事項

障がいによる経験の不足などを踏まえ、相手や状況に応じて、適切なコミュニケーション手段を選択して伝えたりすることや、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確かめたりすることなど、主体的にコミュニケーションの方法等を工夫することが必要である。こうしたことについては、実際の場面を活用したり、場を再現したりするなどして、どのようなコミュニケーションが適切であるかについて具体的に指導することが大切である。

友達や目上の人との会話、会議や電話などにおいて、相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにしたり、コンピュータ等を活用してコミュニケーションができるようにしたりすることも大切である。

障がい、疾病等	・状況	○具体的な指導内容と留意点 ◇他の項目との関連例	関連する他の項目
※『自立活動編』では、この項目における肢体不自由に関する記載はありません。			

コラム 心理的ケア



肢体不自由のある児童生徒への指導にあたっては、p. 6にあるように心理学的側面からの支援も大切です。自分の障がいや障がいによる困難に気づき、受け止めているか、できること・できないことへの認識をもっているか、できないことに関して周囲に適切に援助を求めることができるかなどを丁寧に見取っていきましょう。



また、事故や疾病の後遺症等で、中途の肢体不自由になった場合には、それ以前にできていたことができなくなったり、行うのに非常に困難を伴ったりすることがあります。そのことによって生じる喪失感や心理的ショックについて留意し、不安や怒り、苦悩などの感情に配慮した支援を行うことが重要です。さらに、本人だけでなく保護者や家族全体を含めた支援も必要です。

一方で、介助に慣れてしまい自分で行うことへの意欲が減退してしまったり、過去の失敗経験などから自信を失ったり情緒が不安定になったりすることもあります。

自立活動の内容【2心理的な安定】で示されているように、自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応すること、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することへの意欲の向上を図り、自己のよさに気付くことに配慮して指導を行うことが大切です。



第3章

自立活動と各教科との関連

～小学部を中心に～

(1) 指導上の配慮事項

自立活動の指導を行う際には、各教科等と関連した指導の工夫が必要となります。『特別支援学校幼稚園教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』では、下記のように示されています。

特別支援学校幼稚園教育要領 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2の（5））

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

（5）各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

自立活動の個別の指導計画の作成にあたっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合っ、効果的な指導が行われるようにすることが大切です。各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれの目標がありますので、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われることが必要です。

肢体不自由のある児童生徒には、身体の動きの困難さだけでなく、認知特性による困難さ、体験的な活動の不足などの困難さがあり、『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）（平成30年）』では、肢体不自由特別支援学校に必要とされる指導上の配慮事項が以下のように示されています。

指導上の配慮事項

『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）（平成30年）』

1 「思考力、判断力、表現力等」の育成

体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

<p>児童生徒の 状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。 ・脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。 ・知識や言語概念等の不確かさは、各教科の学びを深める活動全般に影響する。
<p>指導上の 配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思考力等の育成の充実がより一層求められている。 ・各教科の指導に当たっては、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切になる。 ・そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要である。

2 指導内容の設定等

児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

第3章

指導上の 配慮事項

- ・児童生徒が身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約されるため、指導内容を適切に設定することが求められる。
- ・脳性疾患等の児童生徒にみられる認知の特性や学習内容の習得状況などを踏まえる必要がある。
- ・「重点を置く事項」には時間を多く配当する必要がある一方で、時間的制約の関係から時間を多く配当できない事項も生じることを踏まえ、指導内容の取扱いに軽重をつけ、計画的に指導することが大切である。
- ・「重点を置く事項」とは、例えば、面積の学習で量概念の形成を図るため、立方体の積み木を並べて長さ（連続量）を丹念に確認することや、説明文の学習で文の全体構成を把握させるため、段落要旨や段落相互の関係を丁寧に確認することなど。
- ・学習効果を高めるために必要な事項には、時間を多く配当して丁寧に指導し、別の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要となる。
- ・各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、各教科の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して、指導の効果を高めるための指導計画を作成することが重要である。
- ・様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして、履修が可能である各教科の内容であるにもかかわらず、取り扱わなくてよいとするような誤った解釈は避けること。

3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

<p>児童生徒の 状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複合的な情報を処理することを苦手とし、提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合がある。
<p>指導上の 配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に学習をするためには、学習時の姿勢や認知の特性等に配慮して、指導方法を工夫する必要がある。 ＜学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすること＞ ・疲労しにくいだけでなく、身体の手操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることができる。例えば、文字を書く、定規やコンパスを用いる、粘土で作品を作るときなどには、体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。 ・よい姿勢を保持することは、学習内容を理解する点からも重要である。例えば、上下、前後、左右の方向や遠近等の概念は、自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。 ・学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。 ＜認知の特性に応じて指導を工夫すること＞ ・文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなどが考えられる。 ・地図や統計グラフのように多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報だけを取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられる。 ・児童生徒の認知の特性を把握し、各教科を通じて指導方法を工夫することが求められる。

4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

- ・身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

《補助具の例》

- ・歩行の困難な児童生徒については、つえ、車いす、歩行器など。
- ・筆記等の動作が困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器、滑り止めシートなど。

《補助的手段の例》

- ・身振り、コミュニケーションボードの活用など。
- ・近年の情報通信ネットワークを含めた情報機器の進歩は目覚ましく、今後さらに学習での様々な活用が想定されることから、情報機器に関する知見を広く収集し、学習への効果的な活用の仕方を工夫することが求められる。
- ・補助具や補助的手段の使用は、児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態、またそれらの改善の見通しに基づいて慎重に判断し、自立活動の指導との関連を図りながら、適切に活用することが大切である。
- ・補助具や補助的手段の使用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められる。

指導上の
配慮事項

5 自立活動の時間における指導との関連

各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

児童生徒の 状態	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮する。
指導上の 配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・どの教科の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科の指導」で配慮を求めることとした。 ・学習効果を高めるためには、児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教師間で共通理解を図り、一貫した指導を組織的に行う必要がある。 ・学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるように指導していくことも大切である。 ・各教科において、自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

(2) 教科指導のための手立てと配慮

肢体不自由のある児童生徒の困難さ

肢体不自由のある児童生徒の学習上の困難さをふまえて教科指導を計画する際には、困難さの背景にある障がい特性をおさえておく必要があります。教科指導における肢体不自由のある児童生徒の障がい特性については、＜姿勢や運動の困難さ＞、＜感覚や認知のもたらす困難さ＞、＜経験不足、有用な経験のしにくさ＞の三つが挙げられます。ここからは、各教科の学習のための手立てと配慮について紹介していきます。

姿勢や運動の困難さ

教科指導において、疲労せずに集中して取り組んだり、活動したりできるようにするためには、姿勢を調整して体幹を保持したり、上肢を動かしやすいとしたりすることが大切です。普段の移動に使用している車いすで学習するのか、児童いすに座るのか、机は児童机で良いのかなど児童生徒の実態や身体に適したものをを使用するための検討が必要です。

いす

養護いす

- ・手すりや高い背もたれが付いている。
- ・椅子に座ることができるが、姿勢が崩れやすい児童生徒向き。



座位保持いす

- ・一人一人の身体に合わせて作られている。背もたれ、座面、ベルト等で姿勢を保持する。



机

養護机

- ・天板が広く、端に返しが付いているので、筆記具等の落下を防ぐことができる。



付属の机

- ・座位保持いすや車いすに付属した机。
- ・天板が小さく、しっかりと固定されていないため、学習に不向きな面もある。



また、学習場面において、上肢操作の困難さが影響するのは、何かを書（描）いたり、実験・実習など上肢や手指を使った具体物の操作を行ったりする場面です。書字場面では、鉛筆を持つ手に力が入りすぎたり、筆圧が弱かったり、不随意運動があったりと身体と力のコントロールが難しいことや、書くことに時間がかかってしまうことがよく見られる困難です。しかし、「書きにくい」ことだけではなく、書きにくいことで知識や思考力、表現力が身に付きにくくなったり、学習意欲を損ねてしまったりすることに対しても対策が必要です。書く動作をしやすくすることだけでなく、書くことへの負担を少なくしたり、書くことにこだわらずに、他の手段を組み合わせたたりするなど柔軟な支援が求められています。タブレット型端末やパソコン、教師の代筆など代替機器や手段を工夫することが大切です。

筆記用具等の工夫

書見台

- ・角度を付けることで、読み書きしやすくなる。



バインダー

- ・紙を固定することで、書いたり消したりしやすくなる。
- ・滑り止めマットを使用する方法もある。



グリップ・指筆

- ・鉛筆やペンにグリップを付けて握る部分を太くすることで、握りやすくなる。
- ・指筆を使うことで、筆を持つことへの負担を減らし、描くことに集中できる。



手段の工夫

- ・書くことにこだわらず、シールや付箋を使って選択する方法。



<自立活動との関連>

自立活動の内容【5 身体の動き】との関連が深い項目です。

学習に適した姿勢の調整や補助具や自助具の使用、環境設定などは、各教科の指導の中で個々に対応するのではなく、自立活動の時間で取り上げて、児童生徒に適した姿勢を見つけたり、使用方法を覚えたりしていくなど、自立活動の指導との密接な関係を保ち、学習効果を高めていくことが大切です。

感覚や認知のもたらす困難さ

脳性疾患等のある児童生徒には、感覚や知覚、認知において様々な制限が生じ、文字の読み書き、物事の理解や言語、数量など基礎的な概念の形成に影響があります。また、視覚認知に関する困難さが見られることも多くあり、形をうまく捉えたり、線分の長さを比較したり、たくさんの情報から必要な情報を取り出したりすることに困難さがあります。

以下に、各教科の学習場面でみられやすい困難さを例示します。

教科	困難さの例
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・書字：文字の形を正確にとらえること、板書を正確に写すこと ・文章理解：文字飛ばしや行飛ばしをせずに読むこと、音読をしながら内容を理解すること
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・地図や統計資料の読み取り及び活用：必要な情報を得たり分析したりすること ・校外での調べ学習や地域調査：周囲の位置関係を把握しながら移動すること、見学した内容について記録をとること
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・「数と計算」：筆算で正しい位に数字を書くこと ・「量と測定」：30度などの角を見て大きさをとらえること ・「図形」：三角形など形を正しく書くこと ・「数量関係」：平面座標で指定の点をとること
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書や補助資料の読み取り：説明している文章を見つけたり、見つけながら説明を聞いたりすること ・グラフや表、実験機器の示度の読み取り：同じような模様が並ぶグラフや表、天気図、示度などの見ている場所を把握し続けること、グラフを追うこと（斜め線をとらえること） ・電気や天体など立体図や空間図を使った説明、位置関係の把握：立体図内の上下左右を判断すること、遠近法的な表現での長さを比較すること
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・整列、ことばの指示の通りの運動、動きの模倣をすること ・リレー：バトンパスをすること ・球技：目的の方向にドリブルすること、ボールや他者の動きに合わせて自分の動きの調整をすること
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・楽譜：音符や記号を読み取ること、創作した音楽を楽譜に記録すること ・楽器：鍵盤の配列をとらえること
図画工作	<ul style="list-style-type: none"> ・画面の真ん中を把握すること、鉛筆や筆をピンポイントに置くこと ・図と地の関係を区別すること ・奥行きや長さを推量すること

筑波大学附属桐が丘特別支援学校（平成31年）『肢体不自由のある子どもの教科指導Q&A～「見えにくさ・とらえにくさ」をふまえた確かな実践～』、ジース教育新社 を参考に作成

肢体不自由のある児童生徒の感覚や認知のもたらす困難さについては、それぞれ困難の様子が似ていても、その原因は一人一人違います。視力や視野の問題である場合や、体幹の不安定さや四肢の不随意運動や眼振による問題の場合、そして中枢神経系の認知処理の問題である場合、それらが組み合わさっている場合など様々です。よって、それぞれの困難さに応じた教材・教具の工夫が必要となります。

<自立活動との関連>

自立活動の内容【4 環境の把握】との関連が深い項目です。

児童生徒の困難さの原因を理解し、手立てや配慮の方法を検討していくことが大切です。手立てや教材・教具を工夫して授業をした結果がどうだったか、うまくいかなかったときにはどう改善したらいいのかを検討していきましょう。自立活動の時間で困難さを取り上げて、児童生徒に適した手立てを見つけ、教材・教具の使い方を覚えていくなど、自立活動の指導との密接な関係を保ち、学習効果を高めていくことが大切です。

経験不足、有用な経験のしにくさ

肢体不自由のある児童生徒は、肢体不自由に伴う様々な困難さを背景に、運動・動作、姿勢の保持、感覚機能等において様々な困難さがあります。加えて、健康状態による行動や生活そのものの制限などにより、成長や発達に必要な総体的な体験が、量、質ともに不足している場合が少なくありません。そのことにより、興味・関心の幅が狭い、時間の意識をもちにくい、実感をもちにくいなどの影響が考えられます。

経験不足を補うような具体物操作や経験の機会の設定、模型などの具体的なモデルの提示など、具体的、直接的な活動を導入した授業計画、段階をふまえた繰り返し学習することが可能な計画の立案が必要です。

体験的な活動

植物の栽培



・車いすを使用している児童生徒は、畑での植物の栽培作業に困難さがある。左図のようにプランターやキャスターを利用することで、水やりや観察、収穫作業が容易になる。

各教科での活動例

- 《国語》
 - ・和紙についての学習で、和紙が洋紙に比べて破れにくいことが本当か、破って確かめてみる。
- 《社会》
 - ・感染症対策のため社会科見学が行えない。
 - スーパーマーケットへ電話でインタビューを行う。
 - 警察の方に来校してもらい、パトカーを見せてもらう。
- 《算数》
 - ・角度についての学習で、校内のスロープの角度を実際に測ってみる。



引用・参考文献等

肢体不自由教育に携わる上で参考となる主な文献や資料、Webページなどを紹介します(本指導資料作成にあたり、引用・参考とした文献・及び資料等を含む)。

本指導資料の中では基礎的な事項について説明しています。より理解を深めたい場合は、以下の文献等を参考にしてください。また、全国の肢体不自由特別支援学校の教育実践も参考にしながら、更なる専門性の向上と指導の充実を目指していきましょう。



【引用・参考文献等】

学習指導要領

- 文部科学省(平成29)『特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領』
- 文部科学省(平成30)『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)』、開隆堂出版
- 文部科学省(平成30)『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)』、開隆堂出版
- 文部科学省(平成30)『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)』、開隆堂出版

特別支援教育

- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所(2010)『専門研究B 肢体不自由のある子どもの教育における教員の専門性向上に関する研究-特別支援学校(肢体不自由)の専門性向上に向けたモデルの提案-(平成20年度~21年度)研究成果報告書』
- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所(2020)『特別支援教育の基礎・基本2020』、ギアース教育新社
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2022)『障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~』、ギアース教育新社

肢体不自由教育全般

- 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団(2015)『新重複障害教育実践ハンドブック』
- 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会[編著] 菅野和彦、川間健之助、下山直人、吉川和夫[監修](2019)『肢体不自由教育実践 授業力向上シリーズ No. 7 新学習指導要領に基づく授業づくりⅡ』、ギアース教育新社

自立活動

- 北川貴章・安藤隆男(2019)『「自立活動の指導」のデザインと展開-悩みを成長につなげる実践32-』、ギアース教育新社
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2006)『肢体不自由のある子どもの自立活動ガイドブック』、ギアース教育新社

- 筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会[編著] 下山直人[監修] (2021)『よく分かる！自立活動ハンドブック1 指導すべき課題を導く』、ジヤース教育新社
- 筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会[編著] 下山直人[監修] (2021)『よく分かる！自立活動ハンドブック2 指導を計画する』、ジヤース教育新社
- 筑波大学附属桐が丘特別支援学校・自立活動研究会[編著] 下山直人[監修] (2022)『よく分かる！自立活動ハンドブック3 指導をよりよいものへ』、ジヤース教育新社
- 古川勝也・一木薫 (2020)『自立活動の理念と実践 [改訂版] 実態把握から指導目標・内容の設定に至るプロセス』、ジヤース教育新社

教科指導

- 飯野順子 (2017)『肢体不自由教育における子ども主体の子どもが輝く授業づくり P D C Aサイクルをつくる「活動分析」と「評価」』、ジヤース教育新社
- 筑波大学附属桐が丘特別支援学校 (2008)『特別支援教育における肢体不自由教育の創造と展開1 肢体不自由のある子どもの教科指導Q & A～「見えにくさ・とらえにくさ」をふまえた確かな実践～』、ジヤース教育新社

摂食・嚥下

- 金子芳洋、菊谷武[監修] (2005)『上手に食べるために一発達を理解した支援一』、医歯薬出版株式会社
- 田角勝、向井美恵[編著] (2006)『小児の摂食嚥下リハビリテーション』、医歯薬出版株式会社
- 田村文誉[著] (2009)『上手に食べるために②摂食指導で出会った子どもたち』、医歯薬出版株式会社

医学・生理学

- 筑波大学人間総合科学研究科 (障害科学) 博士 (医学) 竹田一則[著] (2008)『肢体不自由児、病弱・身体虚弱児教育のためのやさしい医学・生理学』、ジヤース教育新社
- 松元泰英 (2015)『肢体不自由教育連携で困らないための医療用語集』、ジヤース教育新社
- 全国特別支援学校病弱教育校長会[編著] 深草瑞世[監修] (2020)『特別支援学校学習指導要領等を踏まえた病気の子どものための教育必携』、ジヤース教育新社

感覚統合

- 川上康則 [監修] (2015)『発達の気になる子の 学校・家庭で楽しくできる感覚統合遊び』、ナツメ社
- 木村順 [監修] (2010)『発達障害の子の感覚遊び・運動遊び 感覚統合をいかし、適応力を育てよう1』、講談社

医療的ケア

- 日本小児神経学会社会活動委員会 北住暎二、杉本健郎[編著] (2012)『新版医療的ケア研修テキスト 重症児者の教育・福祉・社会的生活の援助のために』、クリエイツかもがわ
- 田村正徳[監修] 梶原厚子[編著] (2017)『在宅医療が必要な子どものための図解ケアテキストQ & A』、メディカ出版

介助

- 松本和子[著] 五味重春・津曲裕次[監修] リハビリテーション技術研究会[編集] (1997) 『動きづくりのリハビリテーション・マニュアル上肢編』、中央法規出版
- 田中義行[著] (2012) 『写真で学ぶ拘縮予防・改善のための介護』、中央法規出版

排せつ指導

- 静的弛緩誘導法研究会[監修] 中村敬子他[著] (2015) 『障害の重い子どものころとからだを育てる排泄教育』、御茶の水書房

機関誌

- 特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会 『肢体不自由教育』

【引用・参考Webページ】

- 香川県立高松養護学校 『肢体不自由児の支援のヒント よくある相談ヒントシート』
<https://www.kagawa-edu.jp/takayo02/> (令和4年6月30日閲覧)
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2022) 『肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック』
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research (令和4年5月11日閲覧)
- 福島県特別支援教育センター (2020) 『コーディネートハンドブック [2020年版]』
(2022) 『コーディネートハンドブック [2022年追補版]』
<https://special-center.fcs.ed.jp/> (令和4年6月28日閲覧)
- 宮城県立拓桃支援学校 『地域支援 相談リーフレット集』
<https://takuto.myswan.ed.jp/shien> (令和4年6月30日閲覧)
- 文部科学省中央教育審議会 (2005) 『特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm (令和4年6月28日閲覧)
- 山口県教育委員会 (2013) 『自立活動の指導の手引き』
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/181/26574.html> (令和4年6月30日閲覧)

令和 年度 自立活動の指導における目標設定シート

学部学年	小・中・高 年	氏名	
教育課程	準ずる	知的代替	自活主 訪問

手順1 実態把握

① 興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集					
興味・関心 苦手なこと	好きなこと 得意なこと				
	苦手なこと				
学習や生活の中で 見られる良さと 課題	良さ				
	課題				
② 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

手順2 課題の抽出と関連の整理

③ ①をもとに②で整理した情報から課題を抽出する段階	
④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
課題関連図	
原因→影響・結果 ⇔相互に関係 ・・・・相反する関係 □中心課題	
④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
【指導すべき課題】 (つけてほしい力、これから獲得すべきこと、○年後に向けて今つけたい力)	

手順3 指導目標の設定

課題同士の関係を整理する中で今指導する目標として
⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階

【長期目標】

【短期目標】 *条件、行動、基準を示す

手順4 具体的な指導内容の設定

指導目標を達成するために必要な項目の選定
⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階
⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	(1) 情緒の安定に関すること。	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。	(1) 保有する感覚の活用に関すること。	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。	(2) 言語の受容と表出に関すること。
(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。	(3) 言語の形成と活用に関すること。
(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。		(4) 集団への参加の基礎に関すること。	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。	(4) 身体の移動能力に関すること。	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
(5) 健康状態の維持・改善に関すること。			(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定
⑧ 具体的な項目を関連付ける段階

<指導内容>	<指導内容>	<指導内容>
<指導の手立て>	<指導の手立て>	<指導の手立て>
<指導の場面>	<指導の場面>	<指導の場面>

手順5 評価

<評価基準>	<評価基準>	<評価基準>
--------	--------	--------

特別支援教育指導資料 No. 51

「自立活動指導資料」(肢体不自由)

～肢体不自由教育における教員の専門性の向上と指導の充実を目指して～

発行日 令和6年1月

発行者 岩手県教育委員会 学校教育室

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電話 019-629-6142 (直通) FAX 019-629-6144

編集者 岩手県立総合教育センター 教育支援相談担当

〒025-0301 花巻市北湯口2-82-1

電話 0198-27-2821 (直通) FAX 0198-27-3562

編集協力校 岩手県立盛岡となん支援学校

編集協力者 齊藤 香子 (岩手県立盛岡となん支援学校 教諭)